

総合計画意見募集

平成26年2月17日から2月24日

山北町第5次総合計画

基本構想

平成26年度～平成35年度

(2014～2023)

前期基本計画（分野別計画）

平成26年度～平成30年度

(2014～2018)

目次

第1編 総論	1
第1章 総合計画の策定	2
1 計画策定の目的と位置づけ	2
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の構成	4
第2章 町を取り巻く状況	5
1 人口減少と少子高齢化社会への対応	5
2 地方分権社会への対応	5
3 地震等の災害への対応	5
4 急速な情報化社会への対応	6
5 協働のまちづくりの推進	6
第3章 町のすがたと町民意識	7
1 町のあゆみ	7
2 町の特色	8
3 町民アンケート結果の概要	9
第4章 まちづくりの課題	14
1 町民参加のまちづくりの推進	14
2 現実的な人口フレームの設定とまちづくり	14
3 定住対策と地域活性化	14
4 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成	14
5 健康づくりと福祉の充実	14
6 防災・減災と安全安心施策の推進	15
7 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備	15
8 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加	15
9 交通利便性の向上	15
10 産業の振興	15
第5章 計画の全体像	16

第1章 基本理念 ～まちづくりのキーワード～.....	20
1 自立	20
2 協働	20
3 活力	20
第2章 将来像	21
第3章 将来フレームと土地利用.....	22
1 将来フレーム	22
2 土地利用構想	23
第4章 重点プロジェクト	25
1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト.....	25
2 若者定住・子育て支援プロジェクト.....	27
第5章 分野別構想	29
1 自立したまちづくり（自立・協働）.....	29
2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）.....	30
3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）.....	31
4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）.....	32
5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）.....	33

体系図 36

第1章 自立したまちづくり（自立・協働） 39

第1節 協働のまちづくりの推進 40

第1項 コミュニティ活動の活性化 40

第2項 情報化と情報公開の推進 42

第2節 交流と広域によるまちづくりの推進 44

第1項 交流によるまちの活性化 44

第2項 広域行政の推進 46

第3節 地方分権に対応した健全な行政運営の推進 48

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進 48

第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進 52

第1項 定住総合対策の推進 52

第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化） 55

第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成 56

第1項 幼児教育の充実 56

第2項 小学校・中学校教育の充実 58

第3項 地域教育力の活用 61

第4項 次代を担う青少年の健全育成 63

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進 65

第1項 生涯学習の充実 65

第2項 生涯スポーツの充実 67

第3項 文化活動の推進 69

第3節 人権尊重のまちづくりの推進 71

第1項 男女共同参画社会の推進 71

第2項 人権尊重のまちづくりの推進 73

第3章 健康と福祉のまちづくり（保健福祉） 75

第1節 健康づくりの推進 76

第1項 健康づくり事業の充実 76

第2項 保健サービスの充実 78

第2節 地域医療体制の充実 80

第1項 医療体制の充実 80

第2項 社会保障の充実 82

第3節 地域福祉の推進 84

第1項 地域福祉の推進 84

第2項 低所得者福祉の充実 86

第4節 児童福祉の推進 87

第1項 子育て支援・児童福祉の充実 87

第5節 高齢者福祉の推進 91

第1項 高齢者福祉の充実 91

第2項 介護保険の充実 94

第6節 障がい者福祉の推進 96

第1項 障がい者福祉の充実 96

第4章 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）	99
第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進	100
第1項 交通安全対策の充実	100
第2項 防災対策の強化	102
第3項 消防・救急体制の充実	105
第4項 地域安全対策の充実	107
第5項 安心できる消費生活の確立	109
第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進	110
第1項 人と自然が共に生きるまちづくり	110
第2項 豊かな自然環境の保全	113
第3項 廃棄物の適正処理	115
第4項 環境衛生の向上	117
第5項 快適な環境の創造	119
第3節 快適な居住環境の整備	120
第1項 良好な住宅環境の構築	120
第2項 上水道の整備	122
第3項 生活排水処理施設の整備	124
第4項 公園・緑地の整備	126
第4節 土地の有効活用	127
第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用	127
第5節 利便性の高い交通基盤の整備	131
第1項 公共交通機関の充実	131
第2項 幹線道路の整備	133
第3項 生活道路の整備	135
第4項 道路環境の整備	137
第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）	139
第1節 活力と魅力ある農林業の振興	140
第1項 農業の振興	140
第2項 林業の振興	143
第3項 畜産業の振興	145
第4項 水産業の振興	147
第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興	148
第1項 観光の振興	148
第2項 観光ネットワーク化の推進	150
第3項 観光推進体制の整備	152
第3節 地域の活力を創る商業の振興	154
第1項 商業の振興	154
第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興	156
第1項 工業の振興	156
第2項 鉱業の振興	158
第5節 働きやすい環境づくり	159
第1項 働きやすい環境づくり	159

第 1 編

総論

第1編 総論

第1章 総合計画の策定

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、山北町自治基本条例の目的である『町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり』を進めるため、基本的な考え方を明らかにし、山北町の将来のあるべき姿に向けた行政運営の指針として策定するものです。

また、本計画は、山北町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画であり、名称は、「山北町第5次総合計画」とします。

2 計画策定の趣旨

山北町第4次総合計画後期基本計画は、平成26年度を目標年度としたものでしたが、山北町を取り巻く社会情勢は、想定を超える人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、東日本大震災や全国各地で発生しているゲリラ豪雨等の異常気象による防災意識の高まり、農地や山林の荒廃、地球規模での環境問題、急速な情報化の進展等、第4次総合計画策定当時をはるかに上回る速さで変化しています。

また、地方分権改革が進む中、国の関与の見直しにより市町村が基本構想を策定するよう義務を課していた地方自治法の規定が削除され、国の求めによって基本構想を策定するのではなく、自治体が自主的に決めて行動することが求められています。

こうした中、本格的な地方分権社会の到来を迎え、社会情勢の変化の速度がこれまで以上に速くなることが予想され、これまでのまちづくりは行政が主体となって進めてきましたが、行政や議会だけでなく、これまで行政が担ってきた仕事の一部を町民が自ら実施するなど、町民との協働によるまちづくりを更に進めていく必要があります。山北町では、こうした社会情勢に対応するため、山北町自治基本条例を制定し、平成25年4月より施行しています。この中で、町民、行政及び議会が対等な立場で参加する協働によるまちづくりを求め、まちづくりを中長期的な視点で捉え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない旨を規定しています。

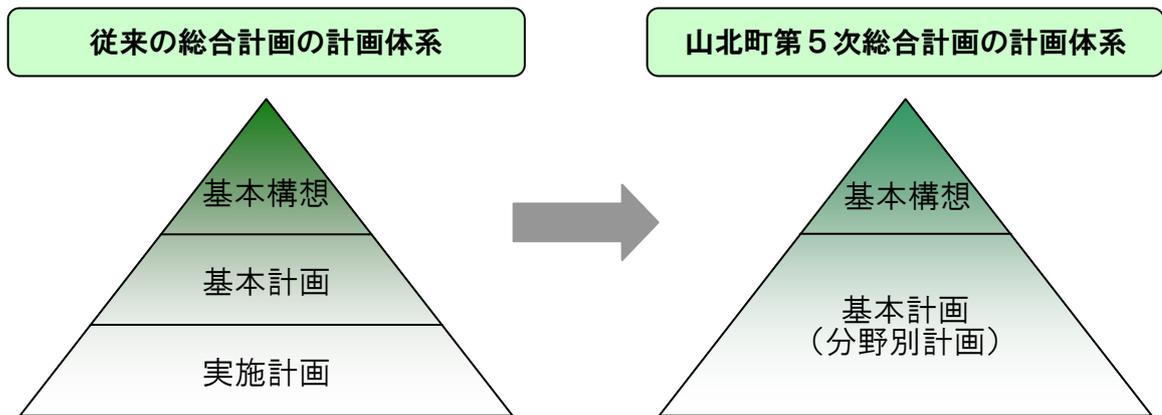
このような状況のもと、第4次総合計画後期基本計画については、その成果等の検証を行い、課題を整理し、町民ニーズも踏まえた中で、計画期間を1年前倒しし、新たに平成26年度を開始年度として平成35年度を目標年次とする10か年の第5次総合計画を策定するものです。

<山北町総合計画策定の経緯>

昭和 45 年 (1970 年)	山北町総合計画
昭和 55 年 (1980 年)	山北町新総合計画 ～心がふれあう水と緑の町～
平成 2 年 (1990 年)	山北町第 3 次総合計画 ～心がふれあう水と緑の町～
平成 12 年 (2000 年)	山北町第 4 次総合計画 ～さわやかな風がふきぬけるきらめきと交流の町～
平成 26 年 (2014 年)	山北町第 5 次総合計画 ～みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた～

3 計画の構成

本計画は、従来の「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の三層構造から、社会情勢の急速な変化に対応するため、「基本構想」及び「基本計画（分野別計画）」の二層構造とします。新しく二層構造に再編したことにより、主な事業や指標を掲載して町民への公開度を高めたほか、全体の構成を簡素化し、柔軟な予算配分を可能にしました。



(1) 基本構想（10年間）

基本構想は、山北町が目指す10年後の将来像を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの基本方針を示すものです。平成26年度（2014年度）を初年度として、10年後の平成35年度（2023年度）を目標年次とするもので、将来像を実現させるために必要な施策と中長期的な目標を明らかにするものです。

(2) 基本計画（分野別計画）（前期5年間、後期5年間）

基本計画（分野別計画）は、基本構想で定めた山北町の将来像や施策を実現させるために必要な取り組みを示すもので、前期5か年（平成26年度～平成30年度）、後期5か年（平成31年度～平成35年度）とします。

また、前期計画の最終年度にあたる平成30年度（2018年度）に、検証・見直しを実施し、後期計画の策定を行います。なお、社会経済情勢に急激な変化が生じた場合は、5年間にこだわらずに柔軟に見直しを図るほか、進捗状況を毎年把握して進行管理を行います。

【総合計画の構成と期間】

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
基本構想									
前期基本計画（分野別計画）									
					後期基本計画（分野別計画）				

第2章 町を取り巻く状況

1 人口減少と少子高齢化社会への対応

我が国では、少子・高齢化が急速に進み、本格的な人口減少社会を迎えています。山北町においても、人口減少の流れは止まらず、直近5か年（平成19～23年）の人口を基にコーホート変化率法[※]で推計すると、計画目標年度の平成35年度には、平成24年度に比べて2,000人以上の減少が想定されます。

このため、少子化や人口減少に歯止めをかけると同時に、町民が安心して子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

さらに、高齢単身世帯の増加、地域の活力の低下等、私たちがこれまでに経験したことのない多様な課題が出てきており、これらへの対応も強く求められています。

2 地方分権社会への対応

地方分権改革は、国と地方自治体の分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高めるものです。

今後、地方分権が一層進展することで、山北町においても、自分たちの地域のことは自分たちで考え、独自のまちづくりを進め、地域力を高め社会・経済の急激な変化に対応できる地方行政の確立が求められています。

3 地震等の災害への対応

神奈川県西部地震はマグニチュード[※]7クラスの地震が想定され、国府津一松田断層、松田北断層、日向断層、平山断層から構成される、神縄・国府津一松田断層帯が南関東地震と連動した場合はマグニチュード7.9クラスの地震が想定されています。このように神奈川県内において地震発生の切迫性が指摘される中、平成23年3月11日に東北地方を中心に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る地震や津波が発生し、原子力発電所の事故による放射性物質の飛散は山北町の特産品である足柄茶にも影響を与え、東日本の広範囲の市町村に大きな被害をもたらしました。

さらに、全国的にゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象が発生し、ここ数年、山北町でも大雨による大規模な土砂災害等が数多く発生しています。町内を流れる酒匂川は西丹沢山系の集水面積に加えて、上流域である静岡県御殿場市や小山町から流れ入る鮎沢川も合流し、豪雨が長時間続くと大規模な洪水をもたらします。

山北町の地形、地質を十分認識した上で、これまでの地震やゲリラ豪雨の経験を踏まえ、町民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

※コーホート変化率法：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。今回は、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計した。

※マグニチュード：地震のエネルギー規模を表す数値。観測点の揺れの強さ（震度）とは関係ない地震の大きさ。

4 急速な情報化社会への対応

近年、新しい情報通信基盤や機器が次々と登場し、扱える情報量や情報通信スピードなど、日進月歩の勢いで変化しています。

情報量が増えることで、自分に必要な情報を選択したり、情報を的確に判断したりする能力が必要になることから、情報リテラシー（情報を使いこなす力）教育を進める必要があります。

また、東日本大震災の直後には、SNS*（ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した防災情報、避難情報の提供がなされる等、これまでにない方法で情報の行き来が盛んに行われました。このため、山北町においても急速な情報化に対応した、新たな情報提供体制を構築していく必要があります。

5 協働のまちづくりの推進

生活様式や価値観の多様化、複雑化によって、地域社会を支えてきた従来の家族や地域のつながりが弱まってきています。核家族化によって、世代間の絆が薄れ、地域においては近所づきあいが疎遠になり、自治会活動に代表される地域の活動への参加者が固定化してきています。

山北町は、都市部に比べれば、まだまだ町民どうしの結びつきが強いと言えますが、近年、自治会未加入者が増加するなど、徐々に隣近所のつながりが薄まりつつあります。このため山北町自治基本条例の理念を基本とし、町民と行政が互いに協力して、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを協働で進める必要があります。

*SNS：ネット上で参加者が互いに友人を紹介し合い、個人の興味、嗜好などを登録し共通の友人関係を広げていくコミュニティ型ウェブサービス。

第3章 町のすがたと町民意識

1 町のあゆみ

(1) 立地

山北町は東西23.0km、南北20.5kmで、224.70km²と広大な面積を有しています。町域の約90%は、丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域に開けています。

標高1,000m級の急峻な山々が連なる山岳地帯、町の中央には神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖があり、湖へ注ぐ玄倉川、中川川、世附川などが四季折々の美しい渓谷を形成しています。これらの河川の源流はすべて町域内の丹沢山塊の奥深くから流れ出ています。また、世界文化遺産に登録された富士山の絶景も、町内の各所で望むことができます。

市街地の平均気温は16℃前後ですが、三保地区の山間部では13～14℃と2～3℃の開きがあります。年間雨量は、市街地では2,700～2,800mm、丹沢湖周辺（三保地区）では2,900～3,300mmと日本の平均を上回っており、全般に温暖で雨量が多い町となっています。

(2) 歴史

山北町には、縄文時代の尾崎遺跡、弥生時代の堂山遺跡、古墳時代の南原古墳群などが残されており、太古から人々が暮らしていたことがわかります。文献に姿を現すのは平安末期に河村氏の所領となった頃からで、この河村氏の居城であった河村城跡は、戦国時代に入ってから小田原北条氏の属領となり、現在でも畝堀跡などが残り、最近では歴史公園として整備が進められ、いにしへのまちが現在にも息づいています。

江戸時代になると徳川氏譜代の小田原城主大久保七郎衛門忠世に領せられ、その後、幾度か所領替えが繰り返されましたが、延享4年（1747年）大久保忠興に復し、以後明治維新まで大久保氏による領有支配が続きました。

明治以降は、「小田原県」「足柄県」を経て、明治9年（1876年）には「神奈川県」に編入されました。明治22年（1889年）の町村制施行時には、10の村に分かれていました。同年、東海道線が開通し、箱根越えの要衝である山北駅ができると最盛期には鉄道員の人数が700人を超え、“鉄道の町”として大変栄えましたが、昭和に入り、丹那トンネルの開通により、東海道本線から支線の御殿場線となり、かつての賑わいは衰えていきました。

昭和8年（1933年）の町制施行により山北町となり、昭和30年（1955年）に共和、清水、三保の3村と合併、さらに北足柄村平山を編入し、松田町寄の高松地区が境界の変更に伴って加わることになり、今の山北町の姿となりました。

昭和49年から三保ダムの建設工事が始まり、昭和52年には「三保ダム・丹沢湖」が誕生し、現在は豊かな自然に恵まれた観光・レクリエーションの拠点として多くの観光客が訪れる町となっています。

2 町の特徴

(1) 豊かな森林に恵まれた水源の町

町域面積の約90%は、丹沢大山国定公園や県立自然公園を含む森林地域で、三保ダム・丹沢湖の景勝地や中川温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。こうした自然は、人々に心のやすらぎを与えると同時に、首都圏の観光・レクリエーションの場として、また神奈川県民の水がめとしての役割も果たしています。

町内には「名水」「森林浴の森」「日本の滝」「名木」「ダム湖」「地質」の全国百選[※]に認定された6つのスポットや関東の富士見百景[※]が2つあり、自然やゆとりへの志向の高まりと、美しい自然景観や環境の価値が再認識されつつある時代にあって、これらを大切にしたい山北町の魅力が一層増しつづけます。

(2) 地域と共に支える福祉の町

住民活動は、これまでのまちづくりのなかで大きな柱となっています。こうした自治会及び各種団体を中心とした住民活動を支えに近隣関係やコミュニティ活動を大切にする気風を創りあげ、身近な地域で支え合う高齢者や障がい者の社会参加や子どもたちの安全を見守る地域社会の形成を目指しています。

(3) 豊かな歴史が育む文化の町

山北町の歴史は古く、縄文時代中期の尾崎遺跡や平安時代末期から戦国時代にかけての河村城跡、江戸時代の関所跡、用水堀など、先人たちの足跡や伝統文化は、今も私たちの生活の中に受け継がれています。

山岳宗教である山伏修験道の儀式を芸能化したものであるといわれる国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財の「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」等、貴重な民俗芸能を保存会が中心となって継承しています。

(4) 首都圏と三県をつなぐ交流と連携の町

山北町は、東京から80km圏に位置し、わが国有数の観光地である富士箱根伊豆国立公園に隣接するとともに、県内で唯一、静岡県、山梨県と隣接しており、県域を越えた生活圏の広がりをみせています。

また、神奈川県が策定したかながわグランドデザインでは、富士箱根伊豆地域の一体的な振興を図る観点から、国内外からの観光客の誘致や、環境対策、交通体系整備などについて、山梨県、静岡県と連携した取り組みを進めています。

山北町は、多様で豊かな自然を有する隣接市町村と連携し、相乗的な効果を発揮していくことのできる位置にあります。

(5) 豊かな自然を生かした観光の町

山北町には、中川温泉や国指定天然記念物の箒スギ、日本の滝百選の洒水の滝、河村城址歴史公園などの観光名所を求めて、年間約117万人（平成24年）の観光・レクリエーション客が訪れています。また、「森林セラピー基地」の認定を取得したことに伴い、森林の持つ癒し効果を求めて訪れるハイカーも増えています。

全国規模となった丹沢湖マラソン大会や全国でも数少ないカヌーマラソンなどのイベントも開催されています。また、品川区との交流施設ひだまりの里、中川水源交流の里施設、河内川ふれあいビレッジなどが整備され、地域の特性を生かした文化、各種交流事業の充実、農地の有効活用による体験型の観光農園等により都市住民との交流を図っています。

※全国百選：名水百選「洒水の滝・滝沢川」、森林浴の森日本100選「西丹沢県民の森」、日本の滝百選「洒水の滝」、新日本名木百選「箒杉」、ダム湖百選「丹沢湖」、日本の地質百選「丹沢山地の変成岩」。

※関東の富士見百景：「丹沢湖千代の沢園地展望台」、「大野山」。

3 町民アンケート結果の概要（平成24年9月実施。有効回答数 1,550人。）

（1） 生活の利便性の充実を

- 山北町が住みよいところだと思うかは、「住みよい」が3割台半ば、「住みにくい」が約4割と拮抗しています。「住みよい」理由は、『生活環境がよいから』、『自然が豊かだから』を挙げる人が多く、他方、「住みにくい」と回答した人は、『交通、買い物が不便だから』を理由に挙げています。
- 山北町に住み続けたいと思うかは、「ずっと住み続けたい」が5割を超えています。一方、「町外へ移りたい」は2割を占めています。町外へ移りたいと回答した人の希望する移住先は隣町の「開成町」が最も多く、約2割となっています。次いで、「小田原市」「県央から湘南地域」などとなっています。町外へ移りたい理由は、『交通、買い物において不便だから』、『生活の利便性向上のため』、『老後の生活に不安があるから』を挙げています。
- 山北町に住むようになった理由は、「生まれたときから住んでいるから」が最も多く、3割台半ばを占めています。

（2） 山や河川のおもしろさの保持を（※5点満点）

- 基礎整備では、「山や河川のおもしろさ」（3.3点）が最も評価が高く、次いで「ゴミの収集処理」（3.1点）「周辺の豊かさ」「公園や緑地」「下水や雨水の排水」（2.8点）などとなっています。
- 安全性・公害等では、「工場の騒音や振動」（2.9点）が最も評価が高く、次いで「防犯・風紀」（2.8点）「交通安全対策」（2.7点）などとなっています。
- 施設では、「役場の利用の便」（2.8点）が最も評価が高く、次いで「高齢者の福祉施設」（2.7点）、「医療・診療所の利用の便」「公共施設の利用の便」（2.6点）などとなっています。
- 暮らしの環境で気になることは、「ポイ捨てや不法投棄」が最も多く、約4割を占めています。
- 環境にやさしいまちづくりの取り組みとして必要だと思うことは、「活動に対する支援・制度」が最も多く、約3割となっています。

（3） 人口を減らさない施策の推進を

- 今後の町の人口対策としては、「できるだけ人口が増えるように対策を強化すべきだ」が最も多く、5割を超えています。「現状の人口を維持すべきだ」と回答した人を合わせると、7割弱を占め、人口を減らさない事が求められています。町の人口を増やす、または減らさないために大事なことは、「交通の利便性の向上」が最も多く、5割台半ばを占めています。また、定住施策として具体的な住宅施策は、「ゆとりある田舎暮らし住宅などの特徴ある住宅地開発」が最も多く、4割を超えています。
- 働く女性を支援するために必要なことは、「保育所、託児所など子どもを預かる施設・サービスを充実する」が最も多く、約6割となっています。

(4) 発展し活力のあるまちづくりを

- 地域開発と保全については、「自然を守り残すことも大切だが、生活の便利さ等、地域全体の活気を高めるために積極的に開発を進めるべき」が最も多く、3割を超えています。
- 土地の利用で特に重要な取り組みは、「市街地内における空き地や空き家などの遊休地を有効に活用する」が最も多く、4割を超えています。
- 活力あふれる地域にするために必要な取り組みは、「駅前周辺の住宅地・商業地の開発を進め、定住者を確保し利便性の高いまちにする」が最も多く、4割を超えています。

(5) 町の豊かさを生む工業の発展を

- 農林業は、「都市近郊である条件を生かして観光・体験、農林業の展開を考えていくべきである」が最も多く、約3割を占めています。
- 工業は、「町を豊かにするためにも、先端産業の誘致など工業の振興を積極的に進めてほしい」が最も多く、6割を超えています。
- 望ましい商店街は、「山北駅周辺に大規模なスーパーがあったほうがよい」が最も多く、約3割を占めています。
- 食料品の買い物先は、「山北町以外の足柄上郡内」が最も多く、約5割を占めています。
- 衣料品の買い物先は、「小田原市」が最も多く、約4割を占めています。
- 日用雑貨の買い物先は、「山北町以外の足柄上郡内」が最も多く、約5割を占めています。
- 観光資源の活用・整備は、「三保ダム・丹沢湖を活用し、その周辺の整備」、「河村城址歴史公園などの名所を活用し、その周辺の整備」などとなっています。

(6) 健康づくりと高齢者福祉体制の充実を

- 今後の高齢化対策は、「介護手当など経済的給付を充実する」、「ホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスを充実する」がともに2割台半ばとなっています。
- もし仮に、自分自身やご家族が高齢で、寝たきりや認知症のある高齢者になったとしたら、家族だけで世話をするのは、《難しい》が7割台半ばを占めています。
- 60歳を過ぎても約7割半が就業意向を持っており、働き方は、「健康やいきがいのため何か仕事をもっていたい」が最も多く2割台半ばを占めています。
- 福祉体制の充実のために優先すべきことは、「健康・医療・福祉の総合的施策の推進」が最も多く、6割台半ばを占めています。
- 健康づくり推進のために力をいれるべきことは、「医療機関の連携体制の強化」が最も多く、約4割を占めています。

(7) 教育においては、友人関係の充実を

- 町の教育に関心があるかは、「ある」が最も多く、約4割を占めています。「おおいにある」と「ある」を合わせた《ある》は半数を超えています。
- 関心がある課題は、「いじめや友人関係」が4割台半ばで最も多く、次いで、「少子化に伴う児童生徒の減少」、「児童生徒の学力向上」などとなっています。また、課題を解決するために必要な対策は、「教育（学校）施設の改修・充実」や、「スクールバス等通学手段への支援」が多くなっています。

(8) 地域住民の減少・高齢化に負けない地域活動を

- ボランティアは、《関心がない》、《興味・関心はあるものの、活動経験なし》がいずれも3割台半ばとなっています。活動している、活動していた、または関心がある人の、今後活動したいと思うボランティアは、「地域社会に対する活動（まちづくり・地域づくり活動）」が最も多く、約3割を占めています。
- 自治会・地域コミュニティ活動で感じていることは、「地域の住民が減少・高齢化し活動が難しくなっている」が4割台半ばとなっています。

(9) 町政に関する情報提供の更なる充実を

- インターネットを、「利用している」が約5割、「利用していない」が4割台半ばと拮抗しています。インターネットを利用していない理由は、「利用する必要がない、利用する気がない」が最も多く、3割台半ばを占めています。一方、インターネットを利用している人が利用している機器は、「パソコンと携帯電話（スマートフォン含む）」が最も多く、5割を超えています。インターネットの利用頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く、6割台半ばを占めています。インターネットの利用目的は、「情報収集」が約8割、情報収集・情報発信の方法は、「ホームページ」が最も多く、7割を超えています。
- 山北町のホームページの利用の有無は、「利用したことがない」が約6割、「利用したことがある」が2割台半ばを占めています。ホームページの見やすさには、《使いやすい》が7割を超えており、ホームページで最も見る情報、充実してほしい情報ともに、「町政に関する情報提供」が最も多くなっています。
- 情報化が進む際、行政に対して考慮してほしいと思うことは、「個人に関わる情報は、プライバシーが守られるよう、厳重に注意してほしい」が最も多く、3割台半ばを占めています。

(10) これから進めていこうと計画している事業やその内容の周知を

- 町の情報をどのようにして得ているかは、「広報やまきた」が最も多く、約9割を占め、次いで、「回覧」が約6割を占めています。
- 町民参加の機会を利用してみたいと思うかは、「思わない」が最も多く、約5割となっています。
- 町政について知りたいと思っていることは、「これから進めていこうと計画している事業やその内容」が最も多く、4割となっています。青年層では、「町予算の使い方」が最も多く、3割を超えています。

(11) 生活にさらなる安全安心を

- 町で指定している一時避難場所を知っているかは、「知っている」が6割台半ばを占める一方、「知らない」が2割強となっています。
- 防災に関する情報をどこから得ているかは、「防災無線」、「テレビ（データ放送）・ラジオ」がともに半数を占めています。
- 災害に対する備えをしているかは、「はい」が6割を超える一方、「いいえ」が3割台半ばとなっています。具体的に行っている災害に対する備えは、「飲料水の備蓄」が最も多く、約7割を占めています。次いで「非常食の備蓄」、「携帯用テレビやラジオを用意」、「地域の防災訓練に参加している」、「避難の際に必要なものを荷物にまとめている」などとなっています。一方、災害に対する備えをしていない理由には、「特に理由はない」が5割を超えています。
- 避難が必要な時に自力で「避難できる」は8割を超え、1割が「避難できない」となっています。自力で避難できない人について、避難が必要な場合どのように避難するかには、「同居の家族と一緒に避難する」が最も多く、6割台半ばを占めています。
- 近所に自力で避難できない人はいるかは、「避難できない人がいるのは知らない」が5割を超えています。
- 防災対策として優先順位の高いものは、「水・食料・燃料等の計画的備蓄」、「大規模災害発生時の役場機能の維持」がともに4割台半ばとなっています。

(12) 自治基本条例の周知を（※平成25年4月施行）

- 山北町自治基本条例が制定中であることを知っているかは、「はい」が1割程度、「いいえ」が8割となっています。
- あなたができるもしくは参加したいと考えるまちづくり活動は、「自治会活動」が最も多く、3割を超えています。一方、「参加したいと思わない」と回答した人は2割弱となっています。
- 参加したいと思わない理由は、「関心がない」、「忙しくてそのような時間がもてない」がともに2割台半ばを占めています。
- 山北町のよいところは、「山や湖、河川などの自然や景観に恵まれている」が最も多く、7割台半ばを占めています。
- 山北町のよくないところは、「町に活気がない」、「買い物など日常生活が不便である」が多く、それぞれ5割を超えています。
- 山北町の魅力と活力を高めるために必要だと思う施策は、「御殿場線や富士急湘南バスの運行本数を増やす対策を進める」が最も多く、4割を超えています。

(13) 分野ごとにより充実した取り組みを

- 今後まちづくりを進めていく中で、特に力を入れてほしいと思うことについては、次表のとおりとなっています。都市基盤では「鉄道の増強促進」が、生活基盤では「地震や台風等の防災対策の強化」が、公共施設では「総合体育館の建設」が、いずれも4割台半ばを占め、全体と比べ相対的に割合が高くなっています。

	項目	第1位	第2位	第3位
1	都市基盤	鉄道の増強を促進する	土地の有効活用を行う	バス路線を拡充する
		45.7%	39.4%	28.4%
2	生活基盤	地震や台風等の 防災対策を強化する	救急医療体制を 強化する	消費生活対策を 強化する
		46.6%	25.0%	17.2%
3	産業	山北駅前を整備し、 商店街の活性化を図る	企業や研究所を誘致し、 雇用の確保を図る	東山北駅前広場を 整備する
		41.9%	35.3%	23.4%
4	社会福祉	高齢者福祉を強化する	医療施設を充実する	児童、母子・父子福祉を 強化する
		38.3%	34.6%	19.4%
5	地域活動	地域活動（コミュニティ 活動）を推進する	ふれあい施設・ 集会施設を整備する	地域活動の 助成制度を充実する
		30.1%	26.0%	24.5%
6	公共施設	総合体育館の建設	観光センターの建設	文化会館の建設
		46.8%	15.7%	9.5%
7	町政に望むこと	町政情報の わかりやすい提供	必要性や効果の 低い事業の見直し	民間活力の 積極的な導入
		32.6%	30.1%	11.7%

第4章 まちづくりの課題

1 町民参加のまちづくりの推進

山北町自治基本条例の目的である「町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり」を目指し、町民参加のまちづくりを進める必要があります。

2 現実的な人口フレームの設定とまちづくり

従来的人口増加を前提とした考えを転換してまちづくりを進めていく必要があるため、現実的な人口フレームを設定して、山北町の豊かな自然環境、先人から受け継いだ伝統文化や首都圏の圏域である地理的条件等を前面に出した各種施策を展開していく必要があります。

3 定住対策と地域活性化

自然減や町外転出により人口が急激に減少している中、定住人口を増やすための取り組みは重要であり、子育て世代等に配慮した定住対策の一層の充実が求められています。また、まちづくりに多くの町民が参加することで、多様な意見が生まれ、他の人の意見や活動を尊重し、自らの発言や行動に責任を持つ社会環境を整える必要があります。

4 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成

教育環境の整備と教育内容を充実し、将来を担う幼児、児童、生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育の一層の充実が求められています。また、青年層には、まちづくりのリーダーとしての活躍が望まれるほか、高齢者には、豊かな社会経験で培われてきた技術や知識、経験を活用し、地域のまちづくりの担い手としての活躍が望まれます。そのため、生涯にわたっていきいきと楽しく山北町で暮らすことのできる世代に応じた生涯学習環境の整備を進める必要があります。

5 健康づくりと福祉の充実

すべての町民が健康でいきいきと暮らすためには、継続した健康づくりへの取り組みが必要です。疾病予防や介護予防等を進め、いつまでも町民が健康でいられるようライフステージに応じた健康づくりの仕組みが求められています。

また、限られた財源を効率的に運用し、町民のニーズに合った福祉施策を強化し、一層充実させていく必要があります。

6 防災・減災と安全安心施策の推進

神奈川県西部地域には、活動度が高い神縄・国府津一松田断層帯の活断層があり、マグニチュード7クラスの地震を起こす危険性があると想定されています。また、近年多発するゲリラ豪雨は富士山から噴出したスコリア*が堆積している急峻な地形に土砂災害を数多く発生させ、静岡県側からの鮎沢川も合流した酒匂川に大規模な洪水をもたらします。

このため、防災・減災を重点とした安全安心施策を進めることは、差し迫った重要な課題であり、災害に強い山北町をつくと同時に町民一人ひとりが災害時における、自助・共助・公助の役割分担を十分理解した上で災害対応を行うことが求められています。

7 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備

地球環境問題への意識の高まりなどにより、森林資源と水資源の重要性は増す一方となっています。町域の約9割が丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む森林地域で、神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖を有する山北町は、森林と清流を生かしながら都市住民との交流を図り、自然と調和のとれた環境整備を一層進める必要があります。

8 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加

豊かな自然環境や先人たちが残した伝統文化など、山北町には他に誇れる資源が数多くあります。加えて、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関であり、神奈川県民の水がめ「三保ダム・丹沢湖」に代表される豊富な自然に恵まれ、年間100万人以上が訪れています。これらの観光資源を生かし、交流人口の増加につなげていく必要があります。

9 交通利便性の向上

町民アンケートにおいても要望の多い交通利便性の向上は重要課題であり、引き続きバスや鉄道を始めとした町民の生活交通の確保並びに広域幹線道路網の整備に取り組んでいく必要があります。

10 産業の振興

農林業者が生産から加工、販売まで取り組む6次産業化や、体験型の観光農園等新たな農林業の展開を図る必要があります。また、環境に配慮した先端産業の企業誘致に取り組むとともに、雇用の場の確保を図る必要もあります。

*スコリア：破片状の火山噴出物の一つ。玄武岩など鉄、マグネシウムなどの多いマグマの発泡により生ずる。爆発的噴火に伴う降下堆積物。

●● 基本構想 ●●

●● 基本理念 ●●

自立 協働 活力

●● 将来像 ●●

「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」

●● 重点プロジェクト ●●

- 1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト
- 2 若者定住・子育て支援プロジェクト

●● 分野別構想 ●●

- 1 自立したまちづくり (自立・協働分野)
- 2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり (教育文化分野)
- 3 健康と福祉のまちづくり (保健福祉分野)
- 4 安全安心で住みよいまちづくり (防災・防犯・生活環境分野)
- 5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり (産業振興分野)

●● 基本計画（分野別計画） ●●

第1章 自立したまちづくり （自立・協働）

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 交流と広域によるまちづくりの推進
- 3 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進
- 4 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

第4章 安全安心で住みよいまちづくり （防災・防犯・生活環境）

- 1 災害に強い安全安心のまちづくりの推進
- 2 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進
- 3 快適な居住環境の整備
- 4 土地の有効活用
- 5 利便性の高い交通基盤の整備

第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり （教育文化）

- 1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成
- 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進
- 3 人権尊重のまちづくりの推進

第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり （産業振興）

- 1 活力と魅力ある農林業の振興
- 2 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興
- 3 地域の活力を創る商業の振興
- 4 優れた資源を生かした鉱工業の振興
- 5 働きやすい環境づくり

第3章 健康と福祉のまちづくり （保健福祉）

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 地域福祉の推進
- 4 児童福祉の推進
- 5 高齢者福祉の推進
- 6 障がい者福祉の推進

第 2 編

基 本 構 想

第2編 基本構想

第1章 基本理念 ～まちづくりのキーワード～

本計画では、「自立」、「協働」、「活力」を基本理念として定め、個性豊かな活力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

1 自立

地方分権社会に対応した身の丈に合った行財政運営を行い、すべての人が健康でいきいきとした生活を送ることができる、自立したまちづくりを進めます。

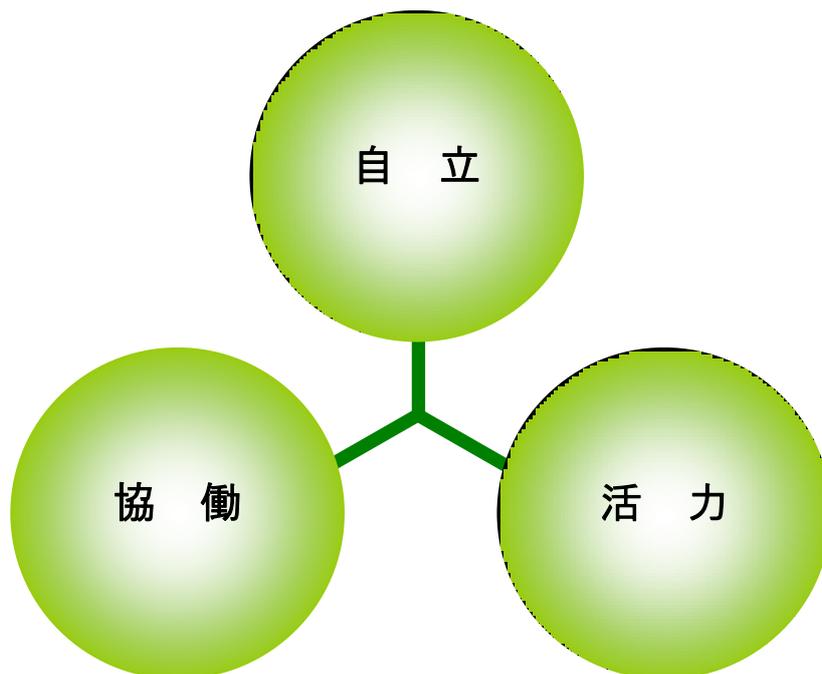
2 協働

町民、行政及び議会が自ら主体となってまちづくりを行うために、互いに協力し合える、協働のまちづくりを進めます。

3 活力

産業振興や定住対策に取り組み、活力のある元気なまちづくりを進めます。

【まちづくりの3つのキーワード】



第2章 将来像

「自立」、「協働」、「活力」の基本理念のもと、各種施策を進め、将来の町の姿を次のとおり定めます。

みんなでつくる

魅力あふれる元気なまち やまきた

町民は、日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるよう、創意工夫を図り、自分たちの地域のことを自ら考え、地域の維持・発展のために動き始めています。また、地域の絆が随所に残り、まちに愛着を持つ多くの町民の存在、協働のまちづくりの土台がしっかりしていることは私たちの誇りです。大型商業店舗や企業の進出、新東名高速道路の建設など、ここ数年でまちを取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、元気なまちを目指します。

町内には、雄大な山々、美しい三保ダム・丹沢湖をはじめとした多様な観光資源が点在する観光地でもあります。整備されたハイキングコースや森林セラピーロード、信玄の隠し湯中川温泉、日本の滝百選洒水の滝、360度大パノラマが展望できる大野山、県指定史跡河村城跡、SLを保存展示した鉄道公園など、まちの魅力は至るところにあります。

また、国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財の「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」等、貴重な民俗芸能も保存会により継承されています。

今後も魅力の創造や再発見、資源の有効活用や資源間の連携を進め、魅力あふれるまちを目指します。

このような現状と未来への展望を踏まえ、町民も訪れる人も笑顔にあふれ、健康で生きがいや活力に満ち、元気という言葉が似合うまちを目指します。

そこで、本計画の将来像は「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」とします。

第3章 将来フレームと土地利用

1 将来フレーム

本計画の目標年度である平成35年（2023年）における人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（平成35年（2023年））11,000人

（1）人口・世帯

平成35年（2023年）における山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展を踏まえつつ、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、さらに定住対策を進めることにより、11,000人の人口規模を目標として設定します。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成35年
総人口	14,340人	13,605人	12,655人	11,764人	11,000人
0～14歳 (年少人口)	2,356人 16.4%	1,875人 13.8%	1,503人 11.9%	1,202人 10.2%	1,045人 9.5%
15歳～64歳 (生産年齢人口)	9,466人 66.0%	8,822人 64.8%	8,023人 63.4%	7,237人 61.5%	5,764人 52.4%
65歳以上 (老年人口)	2,518人 17.6%	2,908人 21.4%	3,129人 24.7%	3,325人 28.3%	4,191人 38.1%
世帯数	4,000世帯	4,014世帯	3,953世帯	3,954世帯	3,729世帯
1世帯当り人数	3.59人	3.39人	3.20人	2.98人	2.95人

(平成7、12、17、22年は国勢調査の数値)

（2）就業者数

平成35年（2023年）における山北町の就業者数は、4,899人と設定します。第1次産業就業者数は239人、第2次産業就業者数は1,358人、第3次産業就業者数は3,302人と設定します。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成35年
就業者	7,555人	6,949人	6,459人	5,857人	4,899人
第1次産業	654人	493人	441人	362人	239人
第2次産業	2,765人	2,421人	2,035人	1,762人	1,358人
第3次産業	4,120人	4,002人	3,929人	3,637人	3,302人
分類不能	16人	33人	54人	96人	0人
就業者比率	63.0%	59.3%	57.9%	55.5%	51.2%

(平成7、12、17、22年は国勢調査の数値)

2 土地利用構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的、文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

(1) 土地利用の基本理念

「山北町土地利用に関する基本条例」では、町の土地施策を中心とするまちづくりは、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することを基本理念としており、この条例に基づき平成 26 年を目標年次とする（改訂）第 2 次土地利用計画を推進し、計画的な土地利用を図っています。

そして、現在策定中の第 3 次土地利用計画では、「自然と地域性を生かし、住み、遊び、働ける活力あるまちづくり」をコンセプトとして、さらなる定住対策と産業振興を展開することで、地域の個性を生かした「まちづくり」へと発展させることによって、居住、レジャー、雇用の各側面で充実感のある地域社会を目指します。

(2) 土地利用の基本方針

第 3 次土地利用計画では、（改訂）第 2 次土地利用計画推進の成果と近年の動向と課題を踏まえて、引き続き定住対策に軸足を置き、次の 4 点を柱として土地利用の計画的な推進を図ることとしています。

【施策展開の 4 つの柱と主な施策】

4 つの柱	主な施策
1 住宅供給	①民間活力を活用した住宅供給 ②空き家・空き地の有効活用 ③地域特性に合った住宅供給
2 企業誘致	①企業誘致の推進 ②企業との連携による住みやすく働きやすい環境づくり
3 観光振興	①既存観光施設の有効活用 ②地域との連携による観光関連施策の展開
4 地域の拠点づくり	①駅周辺地域の生活拠点の整備 ②山間部におけるコミュニティの拠点づくり

そして、地域分類別の町土地利用の基本方向としては、主に都市地域（用途地域）を中心に生活環境の充実や、交通利便性の強化と合わせ優良な住宅、宅地の確保に努めます。

また、主として山間部の農林業的な土地利用が行われている地域（特定地域[※]）では、農林業の振興を図りつつ、地域コミュニティの維持のため地域産業の振興や新規定住者の確保を行い、総合的な地域振興を図ります。

① 用途地域の土地利用方針

用途地域では、生活拠点としての都市基盤の整備に重点を置き、利便性の高い生活環境づくりを行います。

特に住宅供給については、市街地部における人口フレーム、必要となる用地確保について十分な検討をした上で重点的に行うこととし、計画的な企業誘致に伴う従業員住宅の必要性からも社宅や賃貸住宅を誘導し、産業振興と定住対策の連携を図ります。

また、山北駅、東山北駅周辺への商業施設のさらなる誘導を図り、利便性の高い生活環境の実現を目指します。

② 特定地域の土地利用方針

特定地域においては、農林業等の基幹産業の振興を図りつつ、製造業や観光産業等の誘致により就業地及び定住人口の確保を進めます。このため農用地、森林、宅地等の土地利用の転換については、優れた自然環境と景観の調和を図りつつ計画的かつ良好な土地利用の転換を図ることを基本とします。

また、特定地域が自立したコミュニティを形成するために地域の拠点づくりを進めて、地域の総合的な活性化を目指します。

※特定地域：平成5年に神奈川県が策定した「特定地域土地利用計画策定指針」に基づく表現であり、都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域（白地区域）と都市計画区域外の全域を指しています。

第4章 重点プロジェクト

本計画の将来像である「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現に向けて、特に重要と考えられる取り組みを、重点プロジェクトとして次のとおり定めます。この重点プロジェクトは、第5章の分野別構想や第3編の基本計画（分野別計画）から抜粋した施策や、横断的に取り組む施策を掲載しており、重点プロジェクトに関連する事業は、今後優先的に実施していくこととします。

なお、重点プロジェクトとして取り組む事業は、「町民力・地域力」、「若者定住・子育て支援」をキーワードに、社会情勢の変化や地域の課題、国の動きなどを踏まえ、予算編成時に毎年公表します。

1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト



山北町の活力の原点は地域にあり、地域が元気になることでまち全体が元気になります。地域には多様な人々が暮らし、まちづくりの役割を担う組織がありますが、最も基礎的な地域組織である自治会の未加入者が増加傾向にあるのが現状です。

こうした中、自治会を含め町民の一人ひとりが地域づくりの主役であることを認識し、行政は町民の提案や要望などに耳を傾け、協働でより良い地域づくりを行うことが重要です。

そのため、「町民力・地域力を発揮するプロジェクト」を町民とともに取り組みます。

施策1 自治基本条例に基づく町民提案等による様々な取り組みを進めます。

- ◇ 自治基本条例に基づく協働のまちづくりを進めます。
- ◇ 気軽に参加できるコミュニティ活動への参加を広く呼びかけます。
- ◇ 町内各地区で座談会を開催し町民との情報共有化を図ります。
- ◇ 自治会等の活動拠点となる集会所等の整備を支援します。
- ◇ 高齢者が行う教養文化、スポーツや就労等の各分野での活動を支援します。

施策2 郷土意識等を醸成して 町民がまちづくりに参加できる地域ボランティア活動を促進します。

- ◇ ボランティア団体との連携により、団体の組織の強化・充実を図ります。
- ◇ 町民のまちづくり活動が促進されるよう、ボランティアやNPOなどを支援します。
- ◇ 町民のボランティア意識の高揚を図ります。

施策3 自治会の活動と適正な規模の組織体制づくりを支援します。

- ◇ 適正規模の自治会組織となるよう支援します。
- ◇ 自治会活動を支援します。
- ◇ 自治会や連合自治会と連携して自治会組織の強化に努めます。

施策4 地域で自主的に行う防災・防犯対策 道路 公園等の 環境整備活動を支援します。

- ◇ 防災のまちづくりの気運や町民意識を高めます。
- ◇ 計画的に地域防災計画を見直します。
- ◇ 自主防災組織の体制整備に向けて、啓発や助言・育成を行います。
- ◇ 防災備蓄物資の充実を図ります。
- ◇ 犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ◇ 花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。

施策5 自然や伝統文化を生かした祭りやイベントをとおして 地域のつながりを深め・交流人口を増やします。

- ◇ 民俗文化財・伝統文化・歴史資源の魅せる活用を図ります。
- ◇ 町民、商店主のおもてなし意識を高めます。
- ◇ 山北町観光協会や山北町商工会と連携して、イベントの充実を図ります。
- ◇ 町民の憩いの場となる公園づくりや河村城跡の史跡整備を進めます。
- ◇ 森林セラピー体験事業の充実を図ります。
- ◇ ハイキングコースや道標の整備を進めます。

施策6 積極的に行政情報を提供して 行政の透明性を高め まちづくりへの町民参加を図ります。

- ◇ 町政の取り組みを広報紙、ホームページでわかりやすく伝えます。
- ◇ 事業や計画の説明を積極的に行います。
- ◇ 窓口サービスの充実を図ります。
- ◇ パブリックコメント^{*}を充実させるなど、事業の透明性を高めます。
- ◇ 町税などの徴収体制を強化して、税負担の公平性を確保します。
- ◇ 行政評価を町政運営に積極的に反映させます。
- ◇ 行政事務のIT化を進め、町民サービスの向上に努めます。
- ◇ 審議会などにおける町民参加を促します。

^{*}パブリックコメント：行政機関が政策を決める過程で素案を公表し、広く住民の意見を聴いて行政の意思決定を行う制度。

2 若者定住・子育て支援プロジェクト



我が国全体の人口が減少傾向にある中で、山北町の人口も急激に減少しており、現在、この人口減少が及ぼす、負の影響が顕著になっています。

山北町においては、就職を機会に転出する若者も多く、人口を増加させることは現実的に難しい状況ですが、働く場の確保や子育て支援及び教育環境の充実を図り定住人口を増加させ、人口の減少幅を抑えることが重要です。

そのため、「若者定住・子育て支援プロジェクト」を重点的に進めます。

施策1 誰もが住みやすい美しいまちづくりを進めます。

- ◇ 山北駅、東山北駅、谷峨駅周辺を整備します。
- ◇ 利用しやすい公共施設や清潔な公衆トイレを整備します。
- ◇ 歩道などの整備を進め住みやすいまちをつくれます。
- ◇ クリーンキャンペーン等の実施により景観保全の普及、啓発を図ります。
- ◇ 横断的な定住対策の進行管理による効果的な定住施策を進めます。

施策2 子どもが安心して暮らせる環境や女性が働き続けられる環境を整備するなど 子ども・子育て支援の充実を図ります。

- ◇ 妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図ります。
- ◇ 子育て支援センターなどにより、相談業務や交流、遊び場を提供します。
- ◇ 保育サービスなどを充実するとともに、子育てにかかる負担を軽減します。
- ◇ 安全・安心な乳幼児の保育・教育の環境づくりを進めます。

施策3 学校施設等 設備の整備や教育内容の充実を図り 幼児・児童・生徒一人ひとりの個性や能力を活かす教育を進めます。

- ◇ 幼稚園、保育園、小・中学校の施設を整備し、安全で快適な教育環境を整えます。
- ◇ 一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を充実し、生きる力[※]を育成します。
- ◇ 幼稚園と保育園の連携型認定こども園を開設します。
- ◇ 幼稚園、保育園、小学校、中学校の相互の連携の充実を図ります。
- ◇ ICTを活用した学習機会の提供の充実を図ります。
- ◇ 家庭との連携を深めて家庭や地域における教育の充実を図ります。
- ◇ 外国人補助教師を活用した国際理解教育を進めます。
- ◇ 子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図る食育を進めます。

※生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力を育てる。

施策4 企業誘致を推進して雇用の場を確保するなど 若年層の町外流出を防ぎます。

- ◇ 丸山地区、平山工業団地への企業誘致を進めます。
- ◇ 都市マスタープラン^{*}や住宅マスタープランに基づく都市基盤整備を進めます。
- ◇ 第3次土地利用計画に基づく計画的かつ有効的な土地利用を図ります。

施策5 鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上を図ります。

- ◇ 御殿場線の便数の増加や路線バスの維持を関係機関に働きかけます。
- ◇ 山北駅の駅舎を活用し継続的な乗車券の簡易委託販売を実施します。
- ◇ 公共交通空白地域における新たな交通システムを構築します。

施策6 買い物ができる商業施設の整備を促進します。

- ◇ 山北駅や東山北駅周辺に商業施設の整備を進めます。
- ◇ 生産者や加工事業者・商業者等と連携を図り農業の6次産業化を進めます。

施策7 民間活力等を活用した優良な住宅地開発を促進します。

- ◇ P F I^{*}等の民間活力を活用した町営住宅の再編整備を進めます。
- ◇ 住宅開発や基盤整備の適切な誘導と促進を図ります。

施策8 町外に居住する若者に対し地域づくりや地場産業体験の場を提供し U J I ターン^{*}の促進を図ります。

- ◇ 様々な交流事業をとおして山北町の魅力を発信します。
- ◇ 未利用公有地の宅地化や学校跡地の活用を図ります。
- ◇ 大学等と連携して地域間交流の活発化を図る方策を検討します。
- ◇ 空き家バンクを活用した定住対策を実施します。

※都市マスタープラン：都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしたもの。

※P F I：公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように行政が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。

※U J I ターン：Uターンは地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターンは地方から大都市へ移住したあと、地方近くの都市へ移住すること。Iターンは地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

第5章 分野別構想

1 自立したまちづくり（自立・協働）

人口減少社会の到来により、社会経済情勢の変化がめまぐるしい現代において、従来の右肩上がりの時代は終わりを迎えました。こうした中、限られた資源をいかに効率的に配分して行財政運営に反映するかが重要となっています。また、地方分権の進展によって、町の自主性が強く求められてきています。

このため、町民参加の協働のまちづくりを進めることで、山北町の個性を伸ばし、魅力あるまちづくり、自立したまちづくりを目指します。

（1） 協働のまちづくりの推進

平成25年4月に施行された山北町自治基本条例は、自分たちの町を守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指しています。町民一人ひとりが、地域社会の一員として、自治会活動を中心とした地域の活動への参加・参画ができる仕組みづくりや、コミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。また、町民との協働を進めるために、町民への行財政に関する情報の積極的な提供を行い、町民参加の協働のまちづくりを目指します。

（2） 交流と広域によるまちづくりの推進

山北町の豊かな自然環境を生かし、水源地域と都市住民との交流事業など多彩な交流を展開して、交流によるまちの活性化に努めるとともに、広域による行政運営を進め、魅力ある圏域づくりを進めます。

（3） 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

地方分権が一層進む中、地方が主体となり、必要な行政サービスを町民に提供することが求められています。人口が減少傾向の中、税収の増加を見込むことは厳しい状況ですが、積極的な行政改革に取り組むとともに、効率的な行政運営を進め、健全な行財政運営を目指します。

（4） 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

山北町の豊かな自然環境や子育て支援制度など、魅力的な定住環境の情報発信や、民間活力を活用した定住のための受け皿づくりを進めるなど、定住施策を総合的に進め、魅力ある定住環境の構築を目指します。

2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）

町民が生涯を通じて学び、自らを高めることは、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる」ことにもつながります。

このため、幼児・学校教育の充実をはじめ、山北町の自然環境、伝統文化等の町内各地域の資源を生かして、学びと歴史文化を生かしたまちづくりを目指します。

（１） 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

幼児教育を充実させるとともに、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

学校教育においては、教育環境の整備や教育内容の充実により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かすことのできるきめ細かな教育を進めます。

また、家庭・学校・地域が連携して、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

（２） 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学習機会の充実や学びの場の提供などを図ります。

また、子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組むみます。自発的で活発な文化活動の支援や発表の機会の充実に努めるとともに、地域特有の文化遺産や歴史に親しめる環境づくりを進めます。

（３） 人権尊重のまちづくりの推進

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うことができるよう、人権教育や啓発活動を行います。

また、性別に関係なく、その人の個性、能力を十分に発揮することができ、就業や地域活動等のあらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）

町民誰もが健康でいきいきと暮らせることを望んでいます。少子化対策は、これまで以上に子育て支援に力を入れていく必要があります。高齢化対策は、高齢者の健康づくりや、介護予防、高齢者世帯への支援など総合的な支援体制の充実を図っていくことが必要になります。

このため、町民の年齢・ライフステージ等に応じた健康づくり施策や質の高い福祉サービスの提供体制を整備し、健康と福祉のまちづくりを目指します。

（１）健康づくりの推進

町民一人ひとりの健康増進を図り、生涯にわたっていきいきと健康で暮らせるよう、ライフサイクルに応じた保健サービスと、健康づくり事業を充実します。また、町民や地域の自発的な健康増進活動に必要な支援を図ります。

（２）地域医療体制の充実

町民が安心して質の高い医療を受け、健康で安定した生活を送ることができるよう、医療体制の充実や国民健康保険事業などの適正な運用を進めます。

（３）地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らせるよう、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。

（４）児童福祉の推進

次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的な子育て支援の充実を図り、児童福祉を進めます。

（５）高齢者福祉の推進

高齢者がその技術や知識、経験を生かし、積極的にまちづくりに参加し、地域で元気に暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防、生きがいづくりに向けた必要な施策を推進するとともに、福祉サービスや介護サービスの充実を図るなど、高齢者福祉を進めます。

（６）障がい者福祉の推進

障がいのある人が自立して住み慣れた地域で暮らせるよう、自立活動の支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの一層の充実を図り、障がい者福祉を進めます。

4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）

町民が望むことは、快適性と安全性が確保された安全安心な暮らしです。周辺にいくつかの活断層がある地形、最近多発するゲリラ豪雨、土砂災害が危惧される急峻な山々等により、町民の防災意識は高まっています。

このため、災害に強いまちづくりを一層進めると同時に、自然環境に対応した道路、水路、上下水道等の整備を進めます。また、地域生活交通の充実など、町民の生活利便性の向上を図り、安全安心な住みよいまちづくりを目指します。

（１） 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

発生が予見される神奈川県西部地震、東日本大震災の発生、頻発するゲリラ豪雨等、町民の防災に対する関心はこれまでになく高まっています。町民の生命及び財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、防災対策の強化や公共施設の老朽化対策・消防・救急体制の充実を図るとともに、自助・共助・公助の考え方を基本に地域ぐるみの防災対策を充実します。

また、町民が安心して生活できるよう、交通安全対策や消費者保護対策の充実、地域ぐるみの防犯活動を進めます。

（２） 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

山北町には、広大な森林と豊かな水資源があります。地球温暖化をはじめ環境問題への関心が高まる現在、地球温暖化防止や豊かな自然環境保全の取り組みを進めるとともに、廃棄物の適正な処理や環境衛生活動を進め、環境に優しいまちづくりを進めます。

（３） 快適な居住環境の整備

町民の生活満足度が向上するよう、良好な住宅環境づくりを進め、道路、水路、上下水道、公園などの公共施設は、現存施設の老朽化に対応するため、廃止も含めて検討するとともに、維持管理に必要な補修、長寿命化を進め、快適な居住環境の整備を行います。

（４） 土地の有効活用

均衡ある町土の発展を目指し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、計画的な土地利用を図ります。

（５） 利便性の高い交通基盤の整備

町民の関心が高く、また定住人口の確保、企業誘致に大きな効果が見込めるのが交通基盤の整備です。

このため、バスや鉄道を始めとした公共交通網の整備を図るとともに、幹線道路・生活道路などの整備を進めます。

5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

豊富な資源や地域の産業は、町民の安定した暮らしを支え、町の活力を生み出し、地域経済を支える基盤です。

このため、農林業、観光業、商業、鉱工業などの一層の振興を図り、山北町の魅力を高める活力あるまちづくりを目指します。

（1） 活力と魅力ある農林業の振興

高齢化の進展に伴う就業者の減少により、遊休農地や十分な管理がされていない森林が増えています。このため、農林業の担い手の育成や生産基盤の充実を図るとともに、都市住民との交流などにより付加価値の高い特色ある交流・観光農業の振興を図ります。

また、水源の森林づくりや多様な森林利用を進めるほか、消費者が安全で安心できる畜産業の振興を図ります。

（2） 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

山北町の持つ豊かな自然等の観光資源を生かし、多様な観光レクリエーションの場と機会を創出し、観光ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を図ります。

また、山北町観光協会と連携して、観光情報を広く発信するとともに、特色あるイベントの充実を図ります。

（3） 地域の活力を創る商業の振興

山北駅・東山北駅の周辺整備を進め、空き店舗の有効活用や他産業との連携により、町民の生活利便を高め、利用客で賑わう商業の振興を図ります。

また、山北町商工会と連携して、山北ブランドの認定や農林業などと連携した特産品の開発等により、商業の活性化を図ります。

（4） 優れた資源を生かした鉱工業の振興

環境に配慮した先端産業など企業誘致等を積極的に行うとともに、企業の経営改善や地場産業の育成を図ります。

また、自然環境の保全等に配慮した秩序ある砂利採取と適切な山砂利採取跡地利用の検討を行います。

（5） 働きやすい環境づくり

勤労者福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりを進めます。

また、雇用の安定を図る取り組みを進めるほか、新たな雇用の創出に努めます。

第 3 編

基 本 計 画

(分野別計画)

体系図

章	節	項
1 自立したまちづくり (自立・協働)	1 協働のまちづくりの推進	1 コミュニティ活動の活性化 2 情報化と情報公開の推進
	2 交流と広域によるまちづくりの推進	1 交流によるまちの活性化 2 広域行政の推進
	3 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進	1 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進
	4 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進	1 定住総合対策の推進
2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり (教育文化)	1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成	1 幼児教育の充実 2 小学校・中学校教育の充実 3 地域教育力の活用 4 次代を担う青少年の健全育成
	2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進	1 生涯学習の充実 2 生涯スポーツの充実 3 文化活動の推進
	3 人権尊重のまちづくりの推進	1 男女共同参画社会の推進 2 人権尊重のまちづくりの推進
3 健康と福祉のまちづくり (保健福祉)	1 健康づくりの推進	1 健康づくり事業の充実 2 保健サービスの充実
	2 地域医療体制の充実	1 医療体制の充実 2 社会保障の充実
	3 地域福祉の推進	1 地域福祉の推進 2 低所得者福祉の充実
	4 児童福祉の推進	1 子育て支援・児童福祉の充実
	5 高齢者福祉の推進	1 高齢者福祉の充実 2 介護保険の充実
	6 障がい者福祉の推進	1 障がい者福祉の充実
4 安全安心で住みよいまちづくり (防災・防犯・生活環境)	1 災害に強い安全安心のまちづくりの推進	1 交通安全対策の充実 2 防災対策の強化 3 消防・救急体制の充実 4 地域安全対策の充実 5 安心できる消費生活の確立
	2 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進	1 人と自然が共に生きるまちづくり 2 豊かな自然環境の保全 3 廃棄物の適正処理 4 環境衛生の向上 5 快適な環境の創造
	3 快適な居住環境の整備	1 良好な住宅環境の構築 2 上水道の整備 3 生活排水処理施設の整備 4 公園・緑地の整備
	4 土地の有効活用	1 活用と保全の調和した土地の有効利用
	5 利便性の高い交通基盤の整備	1 公共交通機関の充実 2 幹線道路の整備 3 生活道路の整備 4 道路環境の整備
5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり (産業振興)	1 活力と魅力ある農林業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 畜産業の振興 4 水産業の振興
	2 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興	1 観光の振興 2 観光ネットワーク化の推進 3 観光推進体制の整備
	3 地域の活力を創る商業の振興	1 商業の振興
	4 優れた資源を生かした鉱工業の振興	1 工業の振興 2 鉱業の振興
	5 働きやすい環境づくり	1 働きやすい環境づくり

施 策

1 コミュニティ活動の推進/2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進
1 情報化の推進/2 情報公開の推進
1 地域間交流の推進/2 国際交流の推進/3 広域的な交流の促進
1 多様な広域行政の推進
1 計画行政の推進/2 行政改革の推進/3 行政事務の合理化/4 職員能力の向上/5 健全な財政運営の推進
1 定住対策の総合的な推進/2 やまきた定住相談センター事業の推進/3 空家バンク事業の推進
1 教育環境・教育内容の充実/2 家庭教育の充実
1 学校施設等の整備/2 教育内容の充実/3 社会の変化に対応した教育の充実/4 特別支援教育と家庭教育の充実
1 交流の推進/2 就学の機会の充実
1 交流の促進/2 活動の支援
1 生涯学習の総合的な推進/2 生涯学習センターの充実
1 スポーツ活動の推進/2 スポーツの場の整備と活用
1 文化活動の推進/2 文化財の保護と活用
1 男女共同参画社会の推進
1 人権尊重のまちづくりの推進
1 健康づくり活動の充実/2 健康教育、相談等の充実/3 食育の推進
1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進/2 保健活動推進体制の整備/3 母子保健事業の充実
1 医療体制の充実/2 救急、災害時医療体制等の充実
1 国民健康保険の充実/2 後期高齢者医療の充実/3 国民年金制度の推進
1 地域福祉活動の推進/2 ボランティア活動の促進/3 安心・安全なまちづくりの推進
1 相談指導体制の充実/2 生活の安定
1 地域における子育て支援/2 子育て支援の総合的推進/3 町民のニーズに対応した保育サービスの充実/4 遊び場の整備/5 子どもの居場所づくりの推進/6 ひとり親家庭への支援/7 児童虐待の防止
1 生きがいと健康づくりの推進/2 在宅福祉サービスの充実/3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移動手段の整備/4 高齢者虐待の防止
1 制度の啓発と相談体制の充実/2 介護サービスの質の確保と向上/3 健全な財政運営の推進
1 障がいの早期発見、早期対応/2 生活支援体制の充実/3 自立活動の支援
1 交通安全意識の向上/2 交通安全施設の整備/3 安全な道路環境づくり
1 防災対策の推進/2 減災対策の推進/3 公共施設の老朽化対策/4 防災意識の啓発/5 自主防災組織等の育成、強化/6 帰宅困難者対策の充実
1 消防力の強化/2 火災の未然防止/3 救急体制の強化
1 地域防犯活動の充実/2 防犯灯の整備
1 消費者教育の推進/2 消費者団体の支援
1 都市計画の推進/2 環境にやさしいまちづくりの推進/3 地球温暖化防止対策の推進/4 新エネルギー導入の推進/5 環境教育の推進
1 水源の森林づくりの推進/2 野生動物の保護/3 河川整備の推進/4 小川、河川、湖の環境整備
1 分別収集の推進/2 ごみ処理広域化の推進
1 不法投棄の防止/2 有害虫の駆除/3 ペットの飼主マナー向上対策の充実
1 環境問題に対する指導、啓発
1 住宅地の整備/2 町営住宅の整備
1 水質の確保/2 水量の確保/3 水道施設の整備/4 管理体制の強化/5 町民サービスの向上
1 公共下水道の整備/2 合併処理浄化槽の整備/3 し尿処理の適正化
1 住区基幹公園の整備/2 河村城址歴史公園の整備/3 山北つぶらの公園（仮称）の整備促進
1 総合的、計画的な土地利用の推進/2 定住・生活・就業拠点創出エリアの整備/3 交流ゲート・産業振興エリアの整備/4 山里定住交流環境形成エリアの整備/5 自然共生型定住・観光エリアの整備/6 水源を生かした観光再生エリアの整備
1 公共交通網の整備/2 駅及び駅周辺の整備
1 高速道路の整備促進・インターチェンジの設置/2 県道の整備促進/3 広域幹線道路等の整備促進
1 町道の整備/2 農林道の整備
1 安全、快適な道路環境の整備
1 安定した農業経営の確立/2 農地の保全と農業基盤の整備/3 特色ある農業の振興
1 水源の森林づくり事業の推進/2 林業基盤の整備と林業の活性化/3 多様な森林利用の推進
1 営農環境の向上
1 増殖事業の強化・養殖事業の振興
1 観光マスタープランの推進/2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備/3 歴史と自然にふれあう公園整備/4 つぶらの・大野山周辺地域の整備/5 水源地域交流の里づくりの推進
1 観光ルートの整備/2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備
1 観光情報の発信強化/2 観光協会等の支援
1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進/2 商業経営の充実
1 企業立地の促進/2 工業の活性化/3 環境対策の充実
1 砂利採取事業の促進/2 山砂利採取跡地の有効活用
1 働きやすい環境の推進

第1章 自立したまちづくり (自立・協働)

第1節 協働のまちづくりの推進

第1項 コミュニティ活動の活性化

第2項 情報化と情報公開の推進

第2節 交流と広域によるまちづくりの推進

第1項 交流によるまちの活性化

第2項 広域行政の推進

第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

第1項 定住総合対策の推進



第1章

自立したまちづくり（自立・協働）

第1節

協働のまちづくりの推進

第1項 コミュニティ活動の活性化

∞基本方針



自治会などのコミュニティ（地域社会）活動を通じて、協働のまちづくりへの町民参画を促進します。また、公共施設や集会所等の有効利用によってコミュニティ環境づくりを進め、町民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む、多様なコミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 山北町では自治会が中心となって地域の行事、まちの美化活動、防災・防犯活動などが進められていますが、少子高齢化の進展に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題が益々増えています。こうした中、今後も自治会による積極的な取り組みが期待されています。
- 自治会に関しては、個人の価値観の多様化や核家族化の進展、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、自治会加入率の低下によるコミュニティ活動への影響が懸念されています。また、年金支給年齢の高齢化にリンクする定年の高齢化が担い手不足・担い手の高齢化をもたらし、自治会の活性化が大きな課題となっています。
- 町民ニーズも多様化して、身近な地域課題への合意形成も以前より困難になっていることから、協働のまちづくりの必要性が高まっています。
- 町民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、わかりやすい情報の提供を進め、町民提案による協働事業などについて検討していく必要があります。

∞施策と事業



1 コミュニティ活動の推進

- ◇ 自治会の活動及びその連携に対する支援や適正規模の組織となるよう自治会の合併を促進します。
- ◇ 自治会や連合自治会と連携して、自治会の加入率向上のため様々な取り組みを行います。
- ◇ 自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけます。
- ◇ まちづくり活動を行う地域づくり委員会やNPOなどが行う、地域間交流活性化活動を支援します。
- ◇ コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
自治会活動の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域間交流活性化事業※の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ボランティア組織・NPO団体への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
集会所等の整備に対する助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

- ◇ 町民や企業・事業所などと行政との協働のまちづくりを推進します。
- ◇ まちづくりに関する情報を町民にわかりやすい形で提供します。
- ◇ 各種委員会や審議会等における積極的な町民参加を進めます。
- ◇ 空き店舗などを活用した活動拠点の整備を促進します。
- ◇ 鉄道のまちやまきたを生かしたまちづくりを推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
自治基本条例に基づくまちづくりの推進（町・町民）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町民と町長との地域座談会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
自治会への加入率	%	85	90
地域間交流活性化事業の支援	件	2	4

※地域間交流活性化事業：山北町の恵まれた自然環境や先人から培われた文化を活用し、各地域の活性化を図るため、地域づくり委員会などが地域の活性化事業や交流活性化に資する事業を行う際、そのまちづくり活動に対し助成金を交付する事業。

第2項 情報化と情報公開の推進

∞基本方針



情報化社会に対応した情報通信基盤の整備とともに、情報の受発信の拡大を図り、町民ニーズの高い情報化事業を展開して、暮らしに情報が息づくまちを目指します。

自治基本条例の理念の下、適正な情報公開とわかりやすい情報の提供を進め、町民と行政との信頼を高めながら、町民参加の仕組みづくりや町民との協働体制の確立を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 近年の情報通信技術の進展は著しく、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」自由に情報を取得し、利用できる社会に向かっていきます。そのため、情報化社会への迅速かつ柔軟な対応により、町民生活に支障を来たさないよう積極的に取り組む必要があります。
- 公正で透明性の高い開かれた町政を進めるため、行政情報をホームページや広報紙などにより積極的な提供に努めます。
- 情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用します。

∞施策と事業



1 情報化の推進

- ◇ 地域社会の情報化を推進するため、地域情報化計画の策定を検討します。
- ◇ 携帯電話通話可能エリア拡大を促進します。
- ◇ 防災行政無線設備を有効活用します。
- ◇ 町民に行政・災害・犯罪情報を伝えるため、広報紙、ホームページ、あんしんメール、t v kデータ放送の内容充実を図ります。
- ◇ 個人情報保護条例の適正な運用と情報セキュリティ対策を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域情報化計画の策定検討		⇒	⇒	⇒	⇒
町ホームページの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 情報公開の推進

- ◇ 情報公開条例を適正に運営し、町民の知る権利を確保します。
- ◇ 各種行政文書の整理や保管文書目録の電子化を進めます。
- ◇ 報道機関への情報提供の強化に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
パブリックコメント制度の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまどり通信*の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
ホームページアクセス件数	件	15,000	30,000
やまどり通信発信件数	件	25	50

*やまどり通信：町のイベント等の情報を、県西地区に事務所がある、テレビ局や新聞社に対して、FAXで送信し、情報提供をすること。

第2節

交流と広域によるまちづくりの推進

第1項 交流によるまちの活性化

∞基本方針



森林と清流など、豊かな自然環境や歴史・地域文化を生かしながら、多彩な地域間交流や国際交流を進め、交流によるまちの活性化を目指します。

神奈川県最西部に位置する町として静岡県、山梨県に隣接していることから広域交通拠点を整備するとともに、生活・文化圏の実態に基づき、近隣市町村との連携を強化し、広域的な交流を進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 厳しい経済情勢が続いているなかで、町の活力や新たな文化を創造していくためには、様々な交流活動をまちづくりにつなげていくことが重要になります。
- ❑ 貸（市民）農園や農林業体験学習など「農」や「林」を通じた様々な交流事業や、品川区民と町民との交流や新潟県村上市（旧山北町）との産業交流を継続して進めるとともに、川崎市交流事業や水源地域交流事業などを通じて都市住民の水源地域に対する理解を深めるように努めています。今後も継続して、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ❑ 幼稚園、保育園、小・中学校における国際理解教育の一環として、外国人補助教師を積極的に登用し国際化にふさわしい人材の育成とともに、身近に国際化を受け止める環境づくりを進めていく必要があります。
- ❑ 富士・箱根・伊豆へと連なる豊かな自然や歴史、文化などに恵まれた地域資源を生かし、観光や産業などの魅力と活力のある広域的な交流圏づくりを目指し、SKY（スカイ）広域圏※による県際交流を進めています。
- ❑ 丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの資源の有効活用を図り、広域的な交流を促進するため、県西地域や山梨県、静岡県などの隣接する市町村とこれまで以上の連携の充実を図る必要があります。このため新東名高速道路の山北スマートインターチェンジ※など広域交通拠点の整備の推進とともに、南北方向の広域的な道路交通網の整備が求められています。

※SKY（スカイ）広域圏：静岡県（S）、神奈川県（K）、山梨県（Y）の3県に跨る富士箱根伊豆地域を中心とした圏域を指す。

※スマートインターチェンジ：高速道路の本線上、またはサービスエリアなどに設置されるETC専用のインターチェンジ。



∞施策と事業

1 地域間交流の推進

- ◇ 山北町の特徴を生かして、町内外の地域間交流を進めます。
- ◇ 地域間交流を活発にするための方策を大学等と連携して検討します。
- ◇ 山北町の歴史や文化を生かした新たな姉妹都市交流を検討します。
- ◇ スポーツや文化活動を通じた団体交流活動を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水源地域と都市住民との交流	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまなみ五湖*水源地域交流の里づくり計画等に基づく各種事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
団体交流活動への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 国際交流の推進

- ◇ 外国人補助教師による幼児・児童・生徒の国際理解教育を推進します。
- ◇ 外国人の生活しやすい環境の整備を推進します。
- ◇ 海外から訪れる外国人との交流活動を促進して、山北町の魅力を海外に発信し、異文化理解を深めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
幼児・児童・生徒の国際理解教育の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 広域的な交流の促進

- ◇ 魅力と活力ある広域圏を目指してS K Y広域圏による県際交流を進めます。
- ◇ 首都圏の幅広い地域との特色ある交流を進めます。
- ◇ 山梨、静岡、神奈川の三県をつなぐ交通基盤整備を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
県際交流の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
水源地域と都市部との交流イベント参加者	人	50	70

*やまなみ五湖：神奈川県北西部にある相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖そして丹沢湖の5つの人造湖を指す。

第2項 広域行政の推進

∞基本方針



町民の生活圏の広域化や多様化する広域的な行政需要に適切に対応していくために、より良い広域的な連携のあり方を検討しながら、広域行政を推進するとともに、森林と清流のまちの特性を生かし、魅力ある圏域づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 町民の日常生活圏の拡大に伴い、行政需要も多様化、高度化しており、行政課題ごとに広域的な連携が必要になっています。
- これまで足柄上地区1市5町などによる一部事務組合により、し尿やごみ処理、消防などに対応してきました。そして、消防については、平成25年3月に県西地域2市5町で広域化を実現し、消防力の強化を図りました。また、県西地域2市8町で神奈川県西部広域行政協議会を組織し、広域的課題への対応を目的とした調査・研究を進めるとともに、広域連携事業の推進に係る協議を行っています。
- 葬祭施設は町民の生活において必要不可欠な施設であり、重要な公共サービスを担うものです。県西地域2市5町では、小田原市が事業主体となり現斎場敷地に小田原市斎場を建て替えることを決定しましたが、引き続き2市5町で広域の枠組みを継続し、平成30年の供用開始に向けて協議を行っていく必要があります。
- 町民の生活圏の広域化に対応した広域行政サービスのネットワークをさらに充実しながら、魅力ある圏域づくりや市町合併の可能性を含め、より良い広域的な連携のあり方についての検討を進め、広域行政の推進強化を図っていく必要があります。
- 県では「未病を治す」をキーワードに県西地域の地域資源をつなげて、大きな魅力を創りだし、新たな活力を生み出すためのプロジェクトを進めています。



∞ 施策と事業

1 多様な広域行政の推進

- ◇ 近隣市町と一部事務組合等と連携して行政サービスの充実を図ります。
- ◇ 神奈川県西部広域行政協議会や足柄上地区広域行政協議会等を活用した広域行政を進めます。
- ◇ 小田原市と1市5町が連携して小田原市斎場の建設を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
一部事務組合等による広域的な行政サービスの充実（町・事務組合）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
神奈川県西部広域行政協議会等による広域的な行政課題の調査・研究（町・協議会）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新たな小田原市斎場の事務広域化の推進（町・協議会）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

第3節

地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

∞基本方針



地方分権に対応した自主的、自立のかつ効率的な行政運営を推進するため、積極的に行政改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、かつ多様化する行政需要に的確に対応した、効率的な計画行政を進めます。

時代の要請や町民ニーズに弾力的に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、財政運営の効率化や民間経営の視点に立った財政構造の体質強化を図るとともに、公会計制度[※]の導入などによりわかりやすい情報の提供を進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 自主的、自立のかつ効率的な行政運営を推進するため、新たな行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、機構・組織の見直しなど、積極的な行政改革に取り組んでいます。
- ❑ 地方分権改革の動向や社会経済情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応しながら、多様化する行政需要の拡大に的確に対応していくために、行政改革をさらに進め、効率的な行政運営を進める必要があります。
- ❑ 効率的な行政運営を進める上で行政評価は有効な手段です。行政評価とは、「企画」→「実施」→「評価」→「対処」を循環させ、継続的に業務改善をしていくことで、事業の効率化や見直しをすることができます。しかし、行政評価も、「評価しっぱなし」になるケースが先行事例で多く見受けられますので、継続される行政評価の仕組みづくりを構築する必要があります。
- ❑ 政策課題に対処するため、事務事業全般にわたり、その必要性・重要性・効率性等の検証を行いつつ、人員、予算などの限られた行政資源を適切に配分していく必要があります。
- ❑ 固定資産税の適正な課税を実施するため、評価替えに合わせて、航空写真の撮影を計画的に実施していく必要があります。

※公会計制度：地方公共団体の経済活動を公表し説明責任を果たすこと。具体的には財務4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）の作成。また、関係団体を結合した連結財務諸表を作成し行政サービス提供主体財務状況を一体的に把握できるようにする。

- 役場庁舎内LAN*の活用や財務会計、公有財産管理などのシステムにより、行政事務の合理化を図るとともに、町村情報システムの運用推進を図ります。
- 国が実施する番号制度（マイナンバー）*は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。町では個人番号及び法人番号の利用により、町民にとってより公平・公正に社会保障がきめ細やかに的確に行われ、利便性の高い社会づくりのため、国や他の自治体と連携を図りながら自主的かつ主体的に、町の特性に応じた施策を実施する必要があります。
- り災証明は、法的位置づけがなされておらず、市町村固有の事務として、各市町村にその運用が任されていました。しかし、東日本大震災対応では、各市町村バラバラに発行しており、その内容もまちまちであったため、統一して発行しなければならない必要性が高まりました。また、被災者生活再建支援法において、「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」と位置付けられ、生活再建資金の受け取りに必須となったため、一層迅速かつ正確にり災証明を発行するための措置を講じていく必要があります。
- 職員の能力の向上を図るために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度や職員提案制度の運用、専門研修の充実や政策課題に応じたプロジェクトチームによる創造的な企画・提案・調整機能の充実などに努めていますが、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 健全な財政運営を堅持するため、中・長期財政計画を策定し、計画的な財政運営に取り組むとともに、町税等の公共料金滞納者の解消に向け収納率向上に努めています。
- 事務事業の合理化・効率化など行財政改革を推進し、継続的に経費削減に努めるとともに、財政健全化法への対応や公会計制度の導入などにより、財政状況をわかりやすく公表し、将来にわたり安定した財政運営を継続することが重要です。

∞ 施策と事業



1 計画行政の推進

- ◇ 総合計画に基づいた総合的・計画的な行政運営を進め、計画の進捗状況や成果を検証します。
- ◇ 各部門間の連携を密にした行政運営を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
第5次総合計画の検証・見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
固定資産税評価事業 課税用航空写真の撮影			⇒		

*役場庁舎内LAN：職員が使うパソコンや財務会計システムなどが接続している役場庁舎内のネットワーク。

*番号制度（マイナンバー）：国民総背番号制で、政府が国民全部一人ひとりに番号を付与し、個人情報管理しやすくする制度。

2 行政改革の推進

- ◇ 行政改革大綱の目標達成に向けて、職員の意識改革を図ります。
- ◇ 山北町自治基本条例に基づく行政評価システムの導入を進めます。
- ◇ 事務事業の民間委託と民営化等を進めます。
- ◇ 民間のノウハウを活用した指定管理者制度を進めます。
- ◇ 学校跡地利用など普通財産の有効活用を検討します。
- ◇ 定員適正化計画に基づく、適正な配置と適材適所の人員配置を行います。
- ◇ 窓口でのワンストップサービスや手続きの簡素化、接遇の向上等を図り町民サービスの向上に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
行政改革大綱の進行管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政評価システムの構築・運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員の適性や事務量の変化に応じた適正配置の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住民票・諸証明等のコンビニ交付の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 行政事務の合理化

- ◇ 戸籍情報電子化の拡大など役場庁舎内のIT化を進め、利用しやすい町民サービスを提供します。
- ◇ 役場庁舎内の庁内メール、グループウェアなどのイントラネット*を活用して、事務の効率化、迅速化に努めます。
- ◇ 情報システムの共同利用を図るため、県内全町村で神奈川県町村情報システム共同事業組合を設立して、情報システムの共同化を行い、自治体クラウドを進めています。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
戸籍システム及び機器更新	⇒				
番号制度（マイナンバー）導入に伴うシステム改修及び各分野の利用促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住民税年金特別徴収システムの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住民税国税連携システムの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
電子申告等システムの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
固定資産評価システムの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
り災証明発行システムの検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町村情報システムの共同運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

*イントラネット：インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、且つアクセスできる端末を制限することで安全性を高めた庁舎内のネットワーク。

4 職員能力の向上

- ◇ 人材育成基本方針により、職員の政策立案能力を高める研修機会の充実を図ります。
- ◇ 研修活動への自主的な参加を促進します。
- ◇ 県との職員交流事業及び上郡5町職員交流事業に基づいた人事交流を進めます。
- ◇ 職員の意見やアイデアを反映した行政運営を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
適正な人事評価制度の運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
研修活動への参加啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
県及び他市町との人事交流の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員提案制度の運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 健全な財政運営の推進

- ◇ 中・長期財政計画を策定し、総合計画・行政評価と連動しながら財政の健全化を進めます。
- ◇ 新たな定住対策や企業の誘致等による安定的な自主財源の確保を図ります。
- ◇ 町の財政状況を町民にわかりやすく公表します。
- ◇ 町税・公共料金等の収納体制の強化に努めます。
- ◇ 国・県補助金等を最大限に活用します。
- ◇ 後年度負担を考慮した町債の適切な運用に努めます。
- ◇ 町有財産の有効活用と処分・売却を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
中・長期財政計画の策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ふるさと応援寄付金制度の活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
企業会計的手法による新しい公会計制度の活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町税・公共料金等の収納体制の強化検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町税・公共料金等のコンビ二収納の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
経常収支比率※	%	84.6	83.0

※経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための比率で、必要不可欠な経費が占める割合率が低い程、独自に使える金が多いことになり、健全な財政構造の目安は概ね70～80%で、90%以上になると財政構造が硬直化しているという状況を示す比率。

第4節

魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

第1項 定住総合対策の推進

∞基本方針



子育て世代をターゲットとして、山北町の特性を活かした魅力ある定住環境を充実させるため定住施策を総合的に推進するとともに、まちの魅力を町内外へ情報発信します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 少子高齢化の進行や町外への転出などにより人口が急激に減少しています。また、近年では人口減少に伴う買物環境や交通環境などの利便性の低下などから、さらなる人口減少が起きており、このような現象を早急に食い止める必要があります。
- ❑ 企業や町民等との連携・協力により、山北町の豊かな自然環境、住まいや子育て等の支援制度など魅力ある定住環境を情報発信するとともに、田舎暮らしなどの定住に関するニーズに応え、ワンストップサービスで定住促進を図ります。
- ❑ 山北駅周辺や東山北駅周辺、さらには山間部などの遊休地を活用し、民間活力による定住の受け皿づくりを促進します。



∞施策と事業

1 定住対策の総合的な推進

- ◇ 町の各種定住施策を横断的に進行管理し、総合的かつ効果的な定住対策を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北町定住総合対策事業大綱の改訂	⇒				
山北町定住総合対策事業大綱の進行管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 やまきた定住相談センター事業の推進

- ◇ 各種定住相談のワンストップサービスを進めるとともに、町内外に定住施策のPRを行います。
- ◇ 町民や関係団体、企業等との連携による定住施策を推進します。
- ◇ 住まいづくり応援制度などによる定住支援を進めます。
- ◇ 若者の出会いの場づくりを支援し、定住促進につなげていきます。
- ◇ 定住促進に係る企業への支援方策の検討を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
やまきた定住相談センターの運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定住施策に係る情報発信事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住まいづくり応援事業による支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
婚活支援事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定住対策に係る企業との意見交換会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 空き家バンク事業の推進

- ◇ やまきた定住協力隊[※]と連携し、田舎暮らし希望者の定住を促進します。
- ◇ 山間部における空き家バンクの利用促進を図ります。
- ◇ 定住者間の交流の場づくりを進めます。
- ◇ 空き家バンク事業の拡充を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
空き家バンクの運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
宅建業者との連携による新たな賃貸住宅制度の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
空き家見学ツアーの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまきた定住協力隊活動の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※やまきた定住協力隊：6地区の連合自治会より推薦されたメンバーで構成している。主な活動内容としては、定住促進を図るために、地域にある空き家や空地の情報収集と併せ、現地案内などの空き家見学ツアーを実施。

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
空き家バンクへの登録	件	68	130
新築祝い金等の交付	件	36	100

第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり (教育文化)

第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

- 第1項 幼児教育の充実
- 第2項 小学校・中学校教育の充実
- 第3項 地域教育力の活用
- 第4項 次代を担う青少年の健全育成

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

- 第1項 生涯学習の充実
- 第2項 生涯スポーツの充実
- 第3項 文化活動の推進

第3節 人権尊重のまちづくりの推進

- 第1項 男女共同参画社会の推進
- 第2項 人権尊重のまちづくりの推進



第2章

学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）

第1節

次代を担う子どもの教育・青少年の育成

第1項 幼児教育の充実

∞基本方針



幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、幼児期における教育の大切さを踏まえ、幼稚園・保育園のあり方基本方針に基づき、地域の特性を生かした創造的な教育や子育て相談などの総合的な支援を推進します。

∞現状と課題・必要性



- 少子化を背景とした幼児の減少や共働き等による家庭の変容、家庭と地域社会との関係の希薄化など、幼児を取り巻く環境が変化してきており、子育て支援などを含めた就学前教育がますます重要になっています。
- 幼児が心身ともに健やかに成長するために、乳幼児学級や自然とふれあう園外保育を実施していますが、さらにこうした取り組みを充実させ、生活習慣や人とのコミュニケーション力を身につけることなどにつなげていく必要があります。
- 少子化の進行や育児サービスの多様化などを背景に、幼稚園と保育園の一体化について検討を続けていくとともに、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、幼児がスムーズに小学校生活になじむことができる環境づくりも求められています。
- 子育て支援の視点から、子育て支援センター等における相談体制や保育園における低年齢児保育を充実させていますが、さらに幼稚園・保育園においても、保護者のニーズに沿った子育て相談等の常時実施や延長保育の充実などが必要になっています。

∞施策と事業



1 教育環境・教育内容の充実

- ◇ 岸幼稚園の建て替えをはじめ、幼児の教育環境に配慮した安全・安心な施設整備を進めます。
- ◇ 効果的な園運営を行うため、山北幼稚園とわかば保育園の連携型認定こども園の開設を進めます。
- ◇ 高齢者との交流など地域の資源を活用し、豊かな体験が得られる機会を積極的に進めます。
- ◇ 思いやりや人とかかわる力を育て、豊かな心の育ちを高める教育を進めます。
- ◇ 小学校との連携・交流を深め、生活の連続性や学びの連続性を重視した教育を進めます。
- ◇ 子どもたちの健やかな成長のために、保育園との共通の指針となるカリキュラムづくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園施設の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
幼稚園・保育園のカリキュラムの作成	⇒	⇒	⇒		

2 家庭教育の充実

- ◇ 行事において保護者の参加機会を増やすなど、家庭との連携を深めます。
- ◇ 子育て相談や保護者交流、情報交換する場を提供するなど、幼稚園、保育園で子育て支援センターと同様の役割を担います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
家庭と地域との連携の強化による効果的な指導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
幼保合同保育研究会の開催	回	0	3

第2項 小学校・中学校教育の充実

∞基本方針



子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

∞現状と課題・必要性



- 各学校では、家庭や地域に開かれた「信頼される学校づくり」に努めるとともに、毎年、研究テーマを設け、特色ある学校教育を展開しています。
- 今後、ますます激動することが予想される社会において、子ども一人ひとりが自分の人生を深く見つめ、基礎的・基本的な知識や技能を習得・活用させ、課題等を主体的に解決して発表できるようにしていくための能力を育みながら、社会に貢献できる、「生きる力の育成」を進めています。
- 近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっています。一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。この状況に対応するため、いじめ防止対策推進法に基づき各学校で学校基本方針を定め、学校・家庭・地域・関係機関が一丸となって相互に協力する関係づくりを進める必要があります。
- 多様化する家庭環境や地域、社会情勢などを背景に、不登校やいじめなどの子どもの悩みや問題に対応した適応指導教室の運営や、スクールカウンセラーによる相談などを実施していますが、さらに継続して取り組んでいく必要があります。
- 障がいのある子どもや、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援教育の推進を図ることが必要になっています。
- 児童・生徒が安心して学ぶことができる校舎や体育館の非構造部材等の耐震対策などの学校施設の整備を進め、さらに充実した施設整備をしていく必要があります。
- 児童・生徒が減少するなかで、平成26年4月には中学校を1校に、そして平成27年4月には小学校を2校に統合します。

∞施策と事業



1 学校施設等の整備

- ◇ ICT教育を推進するため、パソコン教室及び教職員のパソコン機種を更新を進めます。
- ◇ 老朽化施設の改修や門扉の設置など、学校安全管理のための施設整備を進めます。
- ◇ 学習しやすい環境づくりや教育活動の充実のために、学校施設のエアコン設置を進めます。
- ◇ 学校給食の民間委託等の運営方式のあり方を検討します。
- ◇ 学校統廃合に伴う清水・三保地区の児童や生徒のスクールバスの運行については、効率的で安全・安心な運行に努めます。
- ◇ 遠距離通学児童・生徒に対する通学費の助成を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ICTシステム※更新事業の実施		⇒	⇒		
学校施設のエアコン整備の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
遠距離通学児童・生徒に対する通学助成制度の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 教育内容の充実

- ◇ 知識や技能の定着、学ぶ意欲や思考力・判断力などの確かな学力の向上を図ります。
- ◇ 学校・家庭・地域が連携した特色のある教育内容の充実を図ります。
- ◇ 正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食文化と生産・流通等の正しい理解を深め、食に関する指導を進めます。
- ◇ 授業力の向上をめざすため、校内研究会の充実を図り教職員の資質・能力を高めます。
- ◇ 情報教育や国際理解教育、環境や福祉、健康など横断的な視点からとらえた総合的な学習を推進します。
- ◇ 人権の尊重や命の大切さなど、豊かな体験活動を通して内面に根ざした道徳性を育成します。
- ◇ 郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。
- ◇ 多様な知識や技能をもつ町内外の人材を活用した学習を推進します。
- ◇ 幼稚園から高校まで相互連携を深めるため学校間交流を進めます。
- ◇ 運動する楽しさを味わい実践する力を育て、体力の向上を図ります。
- ◇ いじめ、不登校など子どもの悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
- ◇ いじめ問題に対して、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
小・中学校交流事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
食育に関する知識の習得	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
校外講師活用事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※ICT教育：最先端のICT機器（パソコンやインターネット、デジタルカメラ等）を活用してわかりやすい授業を実現。

3 社会の変化に対応した教育の充実

- ◇ 情報モラルを身に付け、情報手段の適切な活用を図るため、情報活用能力の向上を図ります。
- ◇ 国際理解教育を推進するため、外国人補助教師（ALT）等を活用した学習環境を整備します。
- ◇ 森林と清流など地域資源を生かした教材開発と体験学習を推進します。
- ◇ 環境を大切に作る心を育成する環境学習を進めます。
- ◇ 職場見学・体験活動などによりキャリア教育^{*}を推進します。
- ◇ ボランティア活動などの地域教育力を活用した開かれた学校づくりを進めます。
- ◇ 実効性のある防災訓練に参加し防災意識を高めることで、安全・安心な生活を育みます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ICT情報の活用能力の向上	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
環境教育の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
キャリア教育の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防災訓練・安全教育の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 特別支援教育と家庭教育の充実

- ◇ 障がいのある子どもの個性や能力を伸ばす教育を進めます。
- ◇ 家庭の状況に応じたきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。
- ◇ 個々の児童・生徒に対応するため、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した教育を進めます。
- ◇ 相互理解を深めるため、異校種の学校間の交流事業の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
障がいのある子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
国際理解教育を推進するためのALTの活用	授業時数	30	45

^{*}キャリア教育：青少年がキャリア（経験）を生かして、現在や将来の進路を見据えることなどを主眼として行われる教育。

第3項 地域教育力の活用

∞基本方針



地域や県立山北高等学校との交流と連携をより一層深め、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着した開かれた特色ある園・学校づくりに向けた取り組みを図ります。

∞現状と課題・必要性



- 神奈川県では、県立高校の特色づくりや開かれた高校づくりなどが進められており、山北町では、県立山北高等学校の生徒が幼稚園・保育園等で体験学習などを行い、交流と連携を図っています。
- 開かれた特色ある学校づくりに向けた支援に努めるとともに、地域と学校との交流や連携をより一層深めていく必要があります。

∞施策と事業



1 交流の推進

- ◇ 県立山北高等学校と子どもや地域の方とのスポーツ・文化活動による交流を進めます。
- ◇ 県立山北高等学校とともにボランティア活動の場づくりに努めます。
- ◇ 高齢者との交流や多様な知識や技能を有する人材を活用した学習を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
インターンシップ※・ボランティア活動への協力（町・町民）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
カヌーマラソン、健康スポーツ大会、丹沢湖マラソン大会等への協力依頼	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 就学の機会の充実

- ◇ 進路選択のために、生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談に努めます。
- ◇ 就学資金貸付制度の充実による就学機会の均等化を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
就学資金貸付制度の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※インターンシップ：学生が一定期間企業の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就学体験を行う制度。



∞指標

指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
学校の教育活動におけるボランティア登録数	人	87	130

第4項 次代を担う青少年の健全育成

∞基本方針



学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の場と機会を充実し、社会とかかわりながら郷土を愛する心が育まれ、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 青少年健全育成会・青少年指導員協議会などの青少年関連団体の活動を支援するとともに、地域の人材を活用した体験教室や主体的な成人式の開催などの諸施策を進めています。
- 社会環境の変化に伴い、青少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進むなど深刻な事態になっています。見守り活動や声かけ、また活動を発表する機会などをおして、青少年との心の交流が図られる場づくりを進めています。
- 生活の多様化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などによる影響で、家庭や地域の教育機能の低下が指摘されるなか、情報メディアの急速な普及と相まって、犯罪等から青少年を守り、社会の一員として健全な成長を促していくことが重要な課題になっています。
- 少子化が進み地域での交流活動が困難になりつつある状況のもと、学校・家庭・地域との連携をこれまで以上に強化し、取り組みをさらに充実しながら、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動を根づかせ、社会とかかわりながら自己実現できるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。

∞施策と事業



1 交流の促進

- 学校行事や地域行事などを通じた青少年と地域との交流を促進します。
- 放課後の児童の居場所づくりのため、放課後子ども教室の充実を進めます。
- 夏休み期間中、小・中学生を対象に陶芸教室や茶道教室などの教室を開催し、生涯学習への関心を高めていきます。
- 町内・広域での活動の推進と町民等人材活用の啓発を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
青少年と地域との交流促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
放課後子ども教室の運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 活動の支援

- 青少年健全育成会・青少年指導員協議会の活動を支援するとともに、青少年の健全な育成を図ります。
- 青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援します。
- 生涯学習支援者バンクの活用を図ります。
- 青少年健全育成大会の内容の充実を図るとともに、青少年指導者の支援・育成を進めます。
- 学校・家庭・地域との連携を図り、青少年が健全に育つ環境整備を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
青少年スポーツクラブの支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
青少年指導員活動の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
サマースクール参加者	人	425	500

第2節

生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

第1項 生涯学習の充実

∞基本方針



生涯学習推進プランに基づき、町民が主体的な学習を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の充実や学習の場の確保などを図るとともに、学習で培われた力を発揮できるような地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 生涯学習に対する町民ニーズなどに対応するため、生涯学習推進プランに基づき、生涯学習モデル事業や各種教室、サマースクールなどの生涯学習センター※活動を推進するとともに、生涯学習センター登録団体の自主事業の支援、町民文化祭など生涯学習センターを利用した発表の場の提供などに努めています。
- 生涯学習センター図書室では、図書資料の充実をはじめ、インターネットによる図書の貸し出し予約及び図書の検索、さらに県図書館情報ネットワークシステムによる県下図書館との連携や情報交換など、図書室の充実を進めています。また、電子書籍の普及により、紙媒体の図書に影響が考えられるなか、図書室の役割などの研究が必要となってきます。
- 近年の高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化、余暇時間の増大のなか、町民の学習意欲が増大している一方で、自らの学習成果を地域や社会の課題解決などに生かしたいと考える人が多くなっており、生涯学習活動を支援・促進することはますます重要になってきています。
- 町民一人ひとりの能力や資質の向上をとおして、豊かな人生を享受し社会の発展に貢献できるよう、さらに多様な学習の機会と場を確保し、学習成果の評価や発表の場を充実するとともに、生涯学習関連施設の活用とその連携強化を図るなど、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果を生かし、学ぶ楽しさを実感できる環境を整えていく必要があります。

※生涯学習センター：中央公民館は社会教育法に基づき建設されたが、平成26年4月1日から町条例に基づく生涯学習センターに変更された。

∞施策と事業



1 生涯学習の総合的な推進

- ◇ 参加しやすい講座や教室の内容の充実、学習機会の工夫を進めます。
- ◇ 町内の人材や各種団体、企業などとの連携を強化します。
- ◇ 広域における学級や講座の相互乗り入れシステムづくりを推進します。
- ◇ 生涯学習支援者バンクの活用による指導者・ボランティアなどの育成・確保を進めます。
- ◇ 養成講座などによる人材の確保、婦人会・PTAなどの自主的活動団体やグループ等の活動を支援します。
- ◇ インターネットや情報紙など、多様な媒体を活用した生涯学習情報の収集と提供の充実を図ります。
- ◇ 自治会が行う生涯学習活動や、各団体が行う生涯学習モデル事業に対する助成制度の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
生涯学習推進協議会の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生涯学習活動事業への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまぶき学級*等の生涯学習事業の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 生涯学習センターの充実

- ◇ 活用しやすい施設改修を進めるなど、生涯学習センターの機能充実を図ります。
- ◇ 生涯学習センターを核とした、地域の活動拠点のネットワーク化を進めます。
- ◇ 図書システムの導入などにより、利用しやすい図書室の運営に努めます。
- ◇ 図書室の蔵書の充実を図り、利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◇ 町民文化祭などを活用した学習成果発表の場の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
生涯学習センター機能の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
生涯学習支援者バンク登録者	人	17	25

*やまぶき学級：高齢者が、明るく生きがいをもって高齢化社会を生きることを目的として町が実施する生涯学習講座。

第2項 生涯スポーツの充実

∞基本方針



森林と清流の自然豊かな環境を活用し、子どもから高齢者まで町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会と場を充実し、生涯スポーツの振興を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 近年、健康増進や体力づくり、または余暇活動の一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向にあり、スポーツの果たす役割は大きくなっています。
- 生涯スポーツ推進プランに基づき、ニュースポーツ教室や丹沢湖マラソン大会などの各種スポーツ大会の開催、カヌーマラソンなどの特色あるスポーツの普及や総合型地域スポーツクラブ活動支援などを進めていますが、さらにこうした施策を充実し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。
- 町民誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、カヌーやウォーキングなどの自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの場の確保や既存スポーツ施設の維持管理、さらに学校施設の開放などを実施しています。
- 県西地域におけるスポーツ施設の相互利用を行っていますが、町民から要望が多い総合体育館をはじめ、一般開放プールなどの施設のあり方については、広域的な利用も含め、引き続き調査研究を進める必要があります。

∞施策と事業



1 スポーツ活動の推進

- ◇ 町民誰もがいつでも、どこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
- ◇ パークゴルフ大会を開催するなど、幼児から高齢者まで健康づくりにつながる環境づくりを進めるとともに、パークゴルフ場の利用者拡大を図ります。
- ◇ ニュースポーツの啓発と推進を図ります。
- ◇ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ◇ スポーツ団体・クラブなどの活動を支援します。
- ◇ スポーツイベントへの参加促進とイベントによる町内外の幅広い交流を推進します。
- ◇ スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
パークゴルフ普及推進、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツ推進プランの推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
スポーツ推進委員の活動支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 スポーツの場の整備と活用

- ◇ 森林と清流を生かした活動しやすいスポーツの場の整備を進めます。
- ◇ 小・中学校の体育施設の整備など、スポーツ施設の充実を図ります。
- ◇ パークゴルフ場のコース整備を実施するとともに、利用しやすい運営に努めます。
- ◇ 学校体育施設の地域への開放を進めます。
- ◇ 県西地域における施設の相互利用の促進と情報提供の充実を図ります。
- ◇ 観光と連携したカヌーのまちづくりやスポーツイベントの開催を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
パークゴルフ場のコース整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
県西地域スポーツ施設の相互利用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
カヌーマラソン参加者	艇	198	250

第3項 文化活動の推進

∞基本方針



町民の自主的で活発な文化活動を促していくために、文化団体等の活動の支援や成果発表の場と鑑賞の機会を充実するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な活用を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲の高まりに応え、町民文化祭などを通じて、文化団体などの発表の場を確保し、交流活動を促進するとともに、生涯学習センターを拠点とした展示会や芸術芸能鑑賞会など、身近に芸術文化のふれる機会を充実させていく必要があります。
- 文化団体やサークルの活動など町民の自主的な文化活動をさらに支援しながら、成果発表の場と鑑賞の機会を充実していく必要があります。
- 地域の歴史・文化を守り、後世に伝えていくために、史料の収集・保存体制の整備などを実施するとともに、文化財の保護・保存や展示場所の確保を図りながら、文化財保護委員会や文化財ガイド友の会などと協力し、文化財の理解と保護意識の啓発に努めています。
- 地域に残された文化財や史跡を生かしたまちづくりを進めるため、河村城跡の歴史公園の史跡整備を進めながら、遺構の一部公開に努め、文化財などの積極的な活用を図っていく必要があります。また、無形民俗文化財の保存と伝承については、その担い手不足と高齢化が課題となっています。

∞ 施策と事業



1 文化活動の推進

- ◇ 町民のニーズに応じた講座や講演会などを実施します。
- ◇ 各種文化団体、サークル等の活動を支援します。
- ◇ 世代間交流と地域における文化活動を支援します。
- ◇ 文化団体等の成果の発表機会の充実を図ります。
- ◇ インターネットなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
文化団体連絡協議会の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者等が持つ知識や技能の伝承	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 文化財の保護と活用

- ◇ 河村城まつりなどにより、文化財を生かしたまちおこしを進めます。
- ◇ 町固有の民俗文化財・歴史・文化財をとおし、観光事業と連携した取り組みを行います。
- ◇ 文化財めぐりコースの整備や、文化財ガイドとの連携を図ります。
- ◇ 山北のお峯入りや川村囃子などの無形民俗文化財の後継者育成を支援します。
- ◇ ホームページなどを利用し寺社や文化財に関わるわかりやすい情報発信に努めます。
- ◇ 生涯学習センターや学校などを文化財の展示場所として確保し、適正な状態で保管に努めます。
- ◇ 歴史を学び、楽しみのある空間として、県指定史跡河村城跡の史跡整備を進めます。
- ◇ 歴史資料の収集・保存システムの充実と活用を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
河村城址歴史公園の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
文化財ガイドボランティアガイドの育成・支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
文化財講座参加者	人	75	100

第3節

人権尊重のまちづくりの推進

第1項 男女共同参画社会の推進

∞基本方針



男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 社会構造の変化により、女性の社会進出と併せて、その能力に対する社会的期待感が高まっています。
- 男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきています。しかし、依然として労働条件の待遇には性別格差が残り、仕事と家庭とを両立させる体制も十分とは言えないことから、子育て支援や介護支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要があります。
- 配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受ける、ドメスティック・バイオレンス問題への対応も課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などを背景に、持続可能な社会の発展を目指すうえで、男女を問わず、個人がその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められています。
- やまきた男女共同参画プランに基づき、講演会や男女共同参画セミナーの開催などを実施していますが、さらに家庭、学校、職場、地域などあらゆる場をとおして、男女共同という意識づくりと女性の社会参加の支援などの取り組みを進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 男女共同参画社会の推進

- ◇ 男女共同参画の理念について、講演会等の開催により機会を設けて啓発活動を進めます。
- ◇ 町が設置する審議会などへの積極的な女性の登用を図り、多様な分野に女性の視点を反映させ、女性の社会参加を促進します。
- ◇ 学校の教育活動全体をとおして児童・生徒へ男女共同参画の意識づくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
やまきた男女共同参画プランの推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
講演会等の啓発活動	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人権に関する啓発活動の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
審議会などへの女性の登用率	%	28	30

第2項 人権尊重のまちづくりの推進

∞基本方針



町民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、関係機関、人権擁護委員等との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みについても積極的に推進します。さらに、すべての町民の人権が尊重される明るく住み良いまちづくりの実現のため、町民とともに取り組みを進めます。

∞現状と課題・必要性



- すべての人々の基本的人権が尊重され、平等で住みよい社会の実現を目指し、人権・同和啓発推進協議会の運営を図りながら、人権問題講演会の開催や啓発チラシの全戸配布、リーフレットの作成、さらに学校における人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを継続して進めています。
- 互いに人権が尊重され、誇りをもって生きることができるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育や人権啓発活動を進めるとともに、人権擁護委員と連携し、人権擁護活動を推進していく必要があります。
- 町民のプライバシー意識が高まる中で、相談が複雑かつ多様化しており、地域に根づいた人権擁護活動として、相談事業等の充実を図ることが必要です。

∞施策と事業



1 人権尊重のまちづくりの推進

- ◇ 多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民啓発活動に取り組みます。
- ◇ 人権擁護委員と連携して人権相談体制の充実を図ります。
- ◇ 人権・同和啓発推進協議会を中心に人権推進体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
人権関係学習会等の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広報紙、パンフレット等による啓発活動の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
心配ごと相談、法律相談の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人権・同和啓発推進協議会活動の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
人権関係学習会等の参加者数	人	420	460

第3章 健康と福祉のまちづくり (保健福祉)

第1節 健康づくりの推進

第1項 健康づくり事業の充実

第2項 保健サービスの充実

第2節 地域医療体制の充実

第1項 医療体制の充実

第2項 社会保障の充実

第3節 地域福祉の推進

第1項 地域福祉の推進

第2項 低所得者福祉の充実

第4節 児童福祉の推進

第1項 子育て支援・児童福祉の充実

第5節 高齢者福祉の推進

第1項 高齢者福祉の充実

第2項 介護保険の充実

第6節 障がい者福祉の推進

第1項 障がい者福祉の充実



第3章

健康と福祉のまちづくり（保健福祉）

第1節

健康づくりの推進

第1項 健康づくり事業の充実

∞基本方針



町民一人ひとりが自発的な健康づくり活動ができるよう、啓発や活動への支援を図るとともに、健康教育や相談体制の充実と自然を生かした健康づくりを推進します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ “自分の健康は自分で守る”という認識のもと、健康福祉センターを拠点に各種検診[※]や健康に関する講座・教室の開催、自主サークルなどを中心とした健康づくり活動により町民の健康志向も高まっています。
- ❑ 町広報紙健康レポートコーナーやホームページ、健康カレンダーなどを通じた啓発とともに、健康づくり活動への支援を推進していますが、さらに充実する必要があります。
- ❑ 平成23年4月に全国で44番目の森林セラピー基地としての認定を受け、森林と清流を活用した森林セラピー事業を展開しています。今後も、町民の健康づくりとしての森林セラピー事業を実施していく必要があります。
- ❑ 生活習慣病の改善や栄養改善など「食」に関わる多くの問題が取りざたされるなかで、講座や教室などの開催により、健全な食生活を実践する「食育」を推進しています。

∞施策と事業



1 健康づくり活動の充実

- ◇ すべての町民が、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康増進計画の目標達成に向けて取り組みます。
- ◇ 生活習慣病予防のため、各種健康づくり事業を進めます。
- ◇ 健康づくり団体の育成及び活動を支援します。
- ◇ 健康福祉センター利用者に向けたサービスの向上を図ります。
- ◇ 森林セラピー体験による健康づくり事業を展開します。

※検診：病気にかかっているかどうかを調べる検査、診察

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
健康増進計画に基づく各種事業の実施	→	→	→	→	→
健康増進計画の改訂		→			
健康スポーツ大会や各種健康づくり事業の実施	→	→	→	→	→
健康づくり団体の育成支援	→	→	→	→	→
自主サークル活動の支援	→	→	→	→	→
健康福祉センター利用者へのサービスの充実	→	→	→	→	→
森林セラピー体験による健康づくり事業の展開	→	→	→	→	→

2 健康教育、相談等の充実

- ◇ 町民の健康意識の向上を図るため、健康教育の充実を図ります。
- ◇ 気軽に相談できる健康相談体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
健康講座、健康教室の実施	→	→	→	→	→
健康相談の充実	→	→	→	→	→
保健師や管理栄養士の確保	→	→	→	→	→

3 食育の推進

- ◇ 町民一人ひとりが食に関心を持ち、健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、食育推進計画に基づく事業を進めます。
- ◇ 家庭を基本とし、幼稚園、保育園、小学校、中学校、地域、関係団体と連携した食育事業を進めます。
- ◇ 食育に関する講座、教室を開催します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
食育推進計画の推進	→	→	→	→	→
食育推進計画の改訂		→			
食生活改善団体「いくみ会」や「男の料理教室」等の支援	→	→	→	→	→
食育に関する講座・教室の開催	→	→	→	→	→

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
健康福祉センターの有効利用率(稼働率)	%	42	50
さくらの湯の年間利用者数	人	約 85,000	100,000

第2項 保健サービスの充実

∞基本方針



町民の健康に関する意識の高まりを踏まえ、ライフサイクルに応じた保健活動や推進体制の整備などを充実し、一貫した保健サービスを推進します。

∞現状と課題・必要性



- 健康福祉センターを拠点として、年齢に応じた健康診査や各種がん検診、検診受診前後の健康相談などの疾病予防事業のほか、健康づくりに向けた教室の開催やリーフレットの作成などの施策を展開しています。
- 社会環境や生活環境の変化による生活習慣病や心の病などの現代病の増加に伴い、個人のニーズやライフサイクルに対応した健康づくりが求められています。
- 健康診査や各種がん検診の内容の充実を図るとともに、町民誰もが安心して気軽に健康づくりに取り組める、環境づくりを進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進

- ◇ 受診しやすい環境づくりを進めるとともに、健康診査や各種がん検診の内容を充実させ受診率の向上を図ります。
- ◇ 健康状態に応じた事後指導の充実を図ります。
- ◇ 国保データベース（KDB）システム^{*}を活用した保健活動を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
健康診査や各種がん検診の充実及び受診勧奨	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
受診前後の適切な健康維持管理指導の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
KDBシステムを活用した保健活動の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

^{*}国保データベース（KDB）システム：国保・後期・介護保険の診療や健診等のデータを健康づくりや保健指導に活用させるシステム。

2 保健活動推進体制の整備

- ◇ 健康普及員などと連携した地域ぐるみの健康づくり体制の充実を図ります。
- ◇ 自宅で療養生活ができるよう在宅医療推進システム構築を検討します。
- ◇ 医療制度や健康づくりに関する情報をインターネットや各種媒体を活用し発信します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域ぐるみの健康づくり体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
在宅医療推進システムの構築	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
インターネットや各種媒体を活用した情報の発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 母子保健事業の充実

- ◇ 母子の心身の健康のため、訪問指導、健診、健康相談・教育の充実を図ります。
- ◇ 妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
マタニティマークの配布や妊婦健診費用の補助	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
相談や教室、訪問指導の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
乳幼児健康診査・予防接種の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
出産祝い金・紙おむつの支給	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
がん検診の受診率（厚労省目標）	%	約 22	50

第2節

地域医療体制の充実

第1項 医療体制の充実

∞基本方針



安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及・定着や不足診療科目解消、高次医療機関との連携などを図りながら、地域医療体制の強化を推進します。

∞現状と課題・必要性



- 町内には一般診療所が4施設、歯科診療所が4施設ありますが、一次診療が中心となっています。一次救急医療は、1市5町で運営する休日急患診療所を開設しています。休日・夜間の二次救急医療は、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されていますが、町民の高齢化や疾病の多様化などにより、救急医療の需要が高まってくると考えられます。
- 町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の定着や不足科目の解消、二次・三次救急医療体制[※]の充実を図っていく必要があります。
- 事故などの緊急時の際の初期活動に対応するため、AED（自動体外除細動器）を公共施設等に設置しており、町民を対象とした救急救命講習会も開催しています。今後も、AEDについての普及啓発を進めていく必要があります。

※二次・三次救急医療体制：二次救急医療は、治療または入院が必要とされる救急患者に対処するもの。三次救急医療は、重篤患者の救命医療にあたるもの。

∞ 施策と事業



1 医療体制の充実

- ◇ 身近な地域で、気軽に健康相談や診療などが受けられる地域医療体制の充実を図ります。
- ◇ 不足診療科目医療機関の開設を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
町立山北診療所の運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
不足診療科目医療機関の開設促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 救急、災害時医療体制等の充実

- ◇ 近隣市町、関係機関と連携し救急医療体制を整備します。
- ◇ AEDの普及・啓発とともに、救急救命講習会の実施を進めます。
- ◇ 災害時の医療救護体制の充実を図ります。
- ◇ 新型インフルエンザ対策等行動計画を策定します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
近隣市町と連携した休日や夜間における救急医療体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防署その他の機関との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公共施設等におけるAEDの設置・維持管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
救急救命講習会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新型インフルエンザ対策等行動計画の策定	⇒				

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
救急救命講習会の開催	回	1	2

第2項 社会保障の充実

∞基本方針



すべての町民が健康で安定した生活が送れるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度などの社会保障制度の適正な運用を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 少子高齢化の進行、経済や雇用情勢の低迷などにより、社会保障制度を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、国においては都道府県が国民健康保険の制度運営を担うことを基本とする制度改革も検討されており、町としての的確な対応が求められています。
- 国民健康保険は、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い医療費の増加が続いており、その運営は大変厳しい状況にありますが、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療給付費の適正化や保険税の収納率の向上など財政の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営に努めるとともに、高齢者にわかりやすい情報を提供していく必要があります。
- 国民年金制度は、老後の生活設計において重要なものであり、年金が受給できない状態とならないよう制度の普及・啓発や加入勧奨を行っていく必要があります。

∞施策と事業



1 国民健康保険の充実

- ◇ 生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健康診査及び人間ドックの受診率向上を図ります。
- ◇ 医療費の削減を図るため健康づくり事業を進めます。
- ◇ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・啓発に努めます。
- ◇ 医療給付費の適正化と保険税収納率の向上を図り、特別会計の財政健全化に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
特定健康診査、特定保健指導の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人間ドック受検費用助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ジェネリック医薬品の普及・啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 後期高齢者医療の充実

- ◇ 神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し安定的で健全な運営を確保します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
後期高齢者医療制度の普及・啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
健康診査受診の啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 国民年金制度の推進

- ◇ 広報紙やパンフレットなどにより国民年金制度の普及啓発を行い、年金への加入を勧奨します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
国民年金制度の普及・啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
特定健康診査受診率(人間ドック受検者を含む)	%	29.1%	40.0%

第3節

地域福祉の推進

第1項 地域福祉の推進

∞基本方針



町民誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるよう、町民と行政、社会福祉協議会、ボランティアなどが連携しながら、支え合いや助け合いを基本とする福祉のまちづくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 核家族化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者の増加や日中一人になる高齢者や障がい者が増えています。山北町社会福祉協議会と協力して、地域で支え合い・見守る仕組みを整えるとともに、高齢者が地域社会に関心を持つような活動を進める必要があります。
- ❑ 町民、民間事業者、行政の相互の協力の下で誰もが安心して安全に住み慣れたところで暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。また、広報紙やパンフレットを活用した福祉意識の啓発活動をはじめ、地域での相談の充実とその活動への支援を進める必要があります。
- ❑ 地域のつながりを生かした地域福祉の重要性は、高齢化が進む中で増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。地域での助け合いなどを含めたボランティア活動の普及や自主的なサークル、NPO等の育成、支援を行うとともに、町民の福祉の心や助け合いの精神から生まれたボランティア活動を推進するために、山北町社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア活動及び団体の育成を図る必要があります。
- ❑ 団塊の世代が高齢期を迎え、地域活動や社会貢献活動に参加意欲は持っているものの、実際に参加している人はごく一部であり、「地域デビュー」ができていない層の掘り起こしをしていく必要があります。
- ❑ 災害時等における要援護者の安否確認、高齢者の交通事故や消費者トラブルの増加から、地域での安全安心活動をさらに推進する必要があります。



∞ 施策と事業

1 地域福祉活動の推進

- ◇ 地域福祉計画に基づく、ひとりでも安心して暮らすことのできる見守り活動を計画的に進めます。
- ◇ 憩いの場としての交流やサロンの開設、支援をします。
- ◇ 町民一人ひとりのニーズに対応できるよう適正な情報提供に努めます。
- ◇ 地域でひとりでも気軽に相談しやすい体制の充実を図ります。
- ◇ 良好な福祉サービスを選択できる仕組みづくりに取り組みます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域福祉計画の策定	⇒				
地域福祉計画の推進		⇒	⇒	⇒	⇒
小地域サロンの設置促進及び支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
相談窓口・相談体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 ボランティア活動の促進

- ◇ 広報紙やボランティア講座等を活用し、ボランティア活動への町民意識の高揚を図ります。
- ◇ ボランティアの多様化に対応するよう情報交換や地域連携の体制を強化します。
- ◇ 団塊の世代等の新たなボランティア層の掘り起こしを強化し、登録制度の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ボランティア情報の提供の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ボランティア活動促進と人材育成支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ボランティア登録制度の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 安全・安心なまちづくりの推進

- ◇ 災害時要援護者の避難支援制度の充実を図ります。
- ◇ 身近な地域の中で生活・福祉課題を共有できるように努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
災害時要援護者避難支援制度の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
ボランティアの登録数	人	106	130
交流・小地域サロン設置箇所数	箇所	0	3

第2項 低所得者福祉の充実

∞基本方針



低所得者世帯の社会的・経済的な自立に向けて、関係機関などと連携した生活指導・相談体制を充実するとともに、家庭の経済実情に応じた経済的支援を推進します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 厳しい雇用情勢による離職者の増加、疾病や障がいなどをはじめとする様々な理由で、社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされた方の健康で文化的な生活を維持するため、相談指導体制の充実や生活保護法の活用による支援などを行っています。
- ❑ 民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関との連携による相談・指導体制の充実とともに、低所得者世帯の実態を把握しながら、各分野における適切な支援を進める必要があります。

∞施策と事業



1 相談指導体制の充実

◇ 関係機関と連携した生活指導・相談体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
県福祉事務所と連携した相談体制づくり	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 生活の安定

◇ 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるよう支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
県福祉事務所と連携した生活保護世帯への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
生活保護受給者の就労開始件数	件	1	2

第4節

児童福祉の推進

第1項 子育て支援・児童福祉の充実

∞基本方針



安心して子どもを育てることができるよう、地域における子育て支援や保育サービスを充実し、子どもの遊び場・居場所づくりなどを整備するとともに、ひとり親家庭への支援などを充実しながら、地域に密着した子育て環境づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 生活スタイルの多様化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいくなかで、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきているため、各家庭の子育て機能の低下に対応した地域全体での取り組みによる子育て支援を進める必要があります。
- ❑ 子育て支援センターを拠点とした相談体制の整備や、民生委員・児童委員協議会による子育て支援ガイドブックの発行、乳幼児家庭学級の実施などの取り組みをさらに充実させ、より地域と一体となって好ましい子育て環境づくりに努めていく必要があります。
- ❑ 子育て世代の経済的負担の緩和を図るため、小児医療費の中学校修了までの助成制度を継続する必要があります。
- ❑ 子育て支援施策について調査、審議等を行う機関として設置した「山北町子ども・子育て会議」において、地域の実情に合った事業を展開するための継続的な点検、評価、見直しを行い、山北町の子育て支援施策の充実を図る必要があります。
- ❑ 幼稚園での預かり保育や保育園における幼児教育の充実などの利用ニーズが高まるなかで、山北町の実情に即した幼稚園と保育園が一体化した幼保連携型認定こども園の整備が求められています。
- ❑ 子どもたちが放課後などに、安全で安心して過ごすことのできる居場所として、川村小学校の余裕教室を利用して開設した「やまきた児童クラブ」の充実を図るとともに、ふれあいの家、放課後こども教室との連携を図り、人材の確保を進めていく必要があります。
- ❑ ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、ひとり親家庭の抱える問題や悩みなどが深刻化してきており、自立に向けた経済的支援や相談活動に取り組んでいく必要があります。

- 要保護児童対策地域協議会※を立ち上げ、児童虐待の防止に向けたネットワークを整えていますが、今後もさらにこの協議会の充実を図り、育児が困難な家庭などへの個別支援対策を進め、児童虐待の未然防止や再発防止を徹底していく必要があります。

∞施策と事業



1 地域における子育て支援

- ◇ 子育て支援ガイドブックを活用し、子育てに関する正しい知識と意識の浸透を図ります。
- ◇ 子育て支援センターを活用した育児相談や育児サークル活動を支援します。
- ◇ 子育て支援ネットワークを強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
子育てガイドブックの発行支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
子育て支援センターにおける育児サークル活動等への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 子育て支援の総合的推進

- ◇ 安心して子育てができる環境づくりを目指した子ども・子育て支援計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めます。
- ◇ 子育て世代の経済的支援の一環として、小児医療費助成事業を実施します。
- ◇ 子育て支援センターや保育園を拠点とした子育て支援機能の充実を図ります。
- ◇ 安心して出産に臨めるよう出産時における経済的支援をします。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
子ども・子育て支援事業計画の策定	⇒				
子ども・子育て支援事業計画の推進		⇒	⇒	⇒	⇒
小児医療費助成事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

3 町民のニーズに対応した保育サービスの充実

- ◇ 山北町の実情に即し、山北幼稚園とわかば保育園の連携型認定こども園の開設を進めます。
- ◇ 子育て世代の定住を促進するために乳児保育サービスを拡充するなど、保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 保育に係る経済的負担を軽減するため保育料を減額します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
幼保連携型認定こども園の推進		⇒	⇒	⇒	⇒
保育サービスの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保育料の軽減	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 遊び場の整備

- ◇ 森林と清流を生かした公園などの遊び場の整備を図ります。
- ◇ 子どもの遊び場となる施設の適切な維持管理をします。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
公園等施設の維持管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 子どもの居場所づくりの推進

- ◇ 安全で安心して子どもが過ごすことのできる学童保育の充実を図ります。
- ◇ 放課後子どもプランの実施に向けた組織づくりや人材確保に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
やまきた児童クラブの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

6 ひとり親家庭への支援

- ◇ ひとり親家庭の自立や子育て等に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 医療費助成や児童扶養手当の支給、山北町社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸し付けなど各種制度の積極的な活用による生活安定に向けた支援の充実を図ります。
- ◇ ひとり親家庭の自立に向け、関係機関と連携・協力した雇用を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
主任児童委員等による相談体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
児童扶養手当の支給や医療費助成制度の実施による支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ひとり親家庭への就業支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

7 児童虐待の防止

- ◇ 関係機関と連携を図り、支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取り組めます。
- ◇ 育児が困難な家庭等への個別支援の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
育児困難家庭への支援の充実	→	→	→	→	→
児童虐待防止対策の充実及び早期発見	→	→	→	→	→
要保護児童対策協議会における要保護児童への支援体制の強化	→	→	→	→	→

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
子育て支援センターの年間利用件数	人	12,762	14,000
学童保育参加人数	人	43	50
要保護児童に関する個別ケース検討件数	人	23	20

第5節

高齢者福祉の推進

第1項 高齢者福祉の充実

∞基本方針



高齢者が家庭や地域で生き生きと暮らしていけるよう、生きがいつくりや健康づくり、高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備を進めていくとともに、在宅サービスの充実や地域ケア体制の確立を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 山北町の65才以上の高齢者は、平成25年9月現在で3,628人となっており町民の3.17人に1人を占め、その割合も31.46%と神奈川県平均の19.8%(平成22年度)を大きく上回り、これまでと比較しても高齢化が進行しています。
- 老人クラブや生きがい事業団の育成のほか、やまぶき学級や世代間交流などを通じて高齢者の生きがいつくりと健康づくり対策をや外出支援としておでかけ号の運行を実施していますが、今後とも継続して取り組んでいく必要があります。
- 山間部地域(清水地区、三保地区)の交通利便性が低いことから、高齢者等の生活支援となる新たな移動手段を確保する必要があります。

∞ 施策と事業



1 生きがいと健康づくりの推進

- ✧ 高齢者が安心して暮らせるよう保健、医療、福祉が連携した24時間のケア体制を強化します。
- ✧ 高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防が期待できる老人クラブや生きがい事業団などの活動を支援します。
- ✧ 高齢者が生活に生きがいを持てるよう、世代間交流や高齢者のボランティア活動への参加を促進します。
- ✧ 地域との連携を図り、地域に根ざした生きがいづくりに努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
緊急通報システムや地域包括支援センター※による24時間体制 電話相談	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
老人クラブへの支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生きがい事業団の法人化への支援	⇒				
高齢者のボランティア活動への参加促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生きがいづくりの推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 在宅福祉サービスの充実

- ✧ 地域包括支援センターや事業所、保健師などとの連携強化による地域ケア体制を整備します。
- ✧ 介護保険事業と連携を図り、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域包括支援センターによるケア会議の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町広報紙、社協広報紙、老人クラブ等への地域包括支援センターの活動内容の周知	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保健・医療・福祉専門職による多職種会議の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生活支援サービスの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※地域包括支援センター：高齢者に関する相談を受け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が共同で、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう、地域の様々な資源（保健・医療・福祉）を活用し、多岐な支援を行う。

3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移動手段の整備

- ◇ 高齢期を迎えても健康で安心して生活ができるように、高齢者を地域で見守る支援体制の整備をします。
- ◇ 高齢者の移動支援体制の整備をします。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者の見守り支援体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係機関との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者の移動支援体制の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 高齢者虐待の防止

- ◇ 地域包括支援センターや保健師、民生委員・児童委員との連携を強化し、虐待の未然防止を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者虐待防止ネットワークの推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
緊急通報システム貸与台数	台	32	40
高齢者等の移動支援登録者数	人	71	250

第2項 介護保険の充実

∞基本方針



介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上とともに、制度の啓発や相談体制の充実を図り、介護保険制度の適正な運用を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活し続けられるよう、介護予防事業を効果的に推進するとともに、介護サービスの充実やきめ細かい支援体制の整備が求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などからの相談業務や、介護予防ケアマネジメントなどに取り組んでいますが、今後の業務件数の増加を見据え、人員体制や機能を充実する必要があります。
- 国の動向として、要支援者向けのサービスを介護保険から市町村事業に移す制度改革が打ち出されており、介護予防事業の見直しや介護ボランティアの育成などを行っていく必要があります。



∞ 施策と事業

1 制度の啓発と相談体制の充実

- ◇ 国の制度改革に合わせた高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。
- ◇ 地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◇ 広報紙などによる介護保険制度の周知と相談体制を強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定	⇒			⇒	
地域包括支援センターの運営・充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
介護保険制度の周知の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
窓口での相談体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 介護サービスの質の確保と向上

- ◇ 要介護認定を行う調査員と介護サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携を強化します。
- ◇ 住み慣れた地域を離れずに安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスを含めた在宅サービスを整備します。
- ◇ 介護状態とならないよう介護予防塾等の介護予防事業の充実を図ります。
- ◇ 介護サービス事業者への指導、連携を強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
認定調査員・介護支援専門員の資質向上	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
包括ケア会議の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
在宅サービスの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
介護予防塾・教室の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
基本チェックリストによる介護予防対象者把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 健全な財政運営の推進

- ◇ 介護給付費の適正化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
医療給付データとの突合	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
在宅サービス提供事業者数	箇所	8	10

第6節

障がい者福祉の推進

第1項 障がい者福祉の充実

∞基本方針



町民誰もが地域の中で豊かに生活し地域とのかかわりの中で、自立して過ごせることができるよう、自立活動への支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がいのある方にも安心して住みやすいまちづくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 障がいの発生予防や障がいの重度化を防ぐためには、保健・医療・福祉の総合的施策を推進して、障がいの早期発見、早期対応することが必要です。また、事故や病気の後遺症などによる障がいのある方の増加とともに、障がいの重度化や障がいのある方の高齢化が進んでおり、個々の障がいに応じた対応が求められています。
- 障害者計画及び障害福祉計画に基づいて、身体障がい、知的障がい、精神障がいを統一した福祉サービスと町独自の地域生活支援事業を進めるとともに、障がいの早期発見、早期対応などに努めています。また、障がいの状況に応じて福祉サービスや生活支援事業などの充実を図っていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、ともに生き生きと生活のできるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン※に配慮した、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

∞ 施策と事業



1 障がいの早期発見、早期対応

- ◇ 保健、医療、福祉の関係機関が連携した障がいの早期発見・早期治療体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
妊婦に対する保健指導の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
精神保健福祉相談の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
療育制度利用の勧奨	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 生活支援体制の充実

- ◇ 障がいの状況に応じた適切なサービスの提供と地域での在宅生活を支えます。
- ◇ 障がいのある人が身近な地域でいつでも相談でき、適切な支援につなげるための相談体制の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある人の特技や能力を生かした就労ができるよう支援体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
障がい児者の相談支援体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
権利擁護の推進及び相談の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 自立活動の支援

- ◇ 地域のなかで自立した生活のできる環境づくりと社会参加を促進します。
- ◇ 地域に根ざした生活者として誰もが助け合い、その人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会基盤の整備に努めます。
- ◇ ノーマライゼーション[※]の理念に基づく障がいのある方に対する正しい理解と認識の普及に努めます。
- ◇ ユニバーサルデザインによる公共施設や道路、公的施設（公園・駅前広場等）などの整備を実施します。
- ◇ 災害時に安全・安心に避難できる体制を整えます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
障害福祉計画の策定	⇒				
障がい者及びその家庭へのフォロー体制づくり	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
障がい者雇用の啓発及び働く場の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉的就労から一般就労への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域作業所の運営支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住宅などのバリアフリー化の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時要援護者台帳の登録推進と活用促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
グループホームの利用者数	人	9	12
就労支援機関を通じての就労数	人	1	5
成年後見制度の利用数	人	5	10

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

第4章 安全安心で住みよいまちづくり (防災・防犯・生活環境)

第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

- 第1項 交通安全対策の充実
- 第2項 防災対策の強化
- 第3項 消防・救急体制の充実
- 第4項 地域安全対策の充実
- 第5項 安心できる消費生活の確立

第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

- 第1項 人と自然が共に生きるまちづくり
- 第2項 豊かな自然環境の保全
- 第3項 廃棄物の適正処理
- 第4項 環境衛生の向上
- 第5項 快適な環境の創造

第3節 快適な居住環境の整備

- 第1項 良好な住宅環境の構築
- 第2項 上水道の整備
- 第3項 生活排水処理施設の整備
- 第4項 公園・緑地の整備

第4節 土地の有効活用

- 第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

第5節 利便性の高い交通基盤の整備

- 第1項 公共交通機関の充実
- 第2項 幹線道路の整備
- 第3項 生活道路の整備
- 第4項 道路環境の整備



第4章

安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）

第1節

災害に強い安全安心のまちづくりの推進

第1項 交通安全対策の充実

∞基本方針



町民と行政が一体となった交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設の整備や違法駐車対策など、安全な道路環境づくりを進め、交通安全対策の充実を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 町内の交通事故の発生状況は減少傾向となっていますが、モータリゼーション※の進展や町民の生活圏の拡大により、自動車等の利用機会が増加しており、より一層の交通安全対策に取り組んでいく必要があります。
- 町民の交通安全意識の向上に向けて、山北町交通安全対策協議会をはじめ松田警察署、足柄交通安全協会、山北町交通指導隊などの関係機関と連携を図りながら、交通安全運動や園児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教室などによる啓発活動を進めていますが、今後もさらに継続して進めていく必要があります。
- 危険箇所におけるカーブミラーやガードレール、見やすい道路標識の設置など、交通安全施設の整備を進めており、さらに危険箇所の改善による交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

※モータリゼーション：自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

∞施策と事業



1 交通安全意識の向上

- ◇ 町交通安全対策協議会や警察、交通安全協会などと連携した交通安全運動を進めます。
- ◇ 様々な機会を活用した交通安全教育を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
交通安全関係団体との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
交通安全運動・啓発活動の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 交通安全施設の整備

- ◇ 道路環境を向上させるカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や交通事故防止啓発看板の整備を進めます。
- ◇ 見やすくわかりやすい道路標識を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
カーブミラーの設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガードレールの設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 安全な道路環境づくり

- ◇ 路上駐車や路上への商品陳列、樹木の道路へのはみ出しなどのマナー違反の削減に努めるとともに、マナー向上に向けた啓発に努めます。
- ◇ 歩行者の安全を確保するため、通学路や歩道などの道路環境の整備を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
マナー違反の削減及び啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
通学路などの道路環境整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
交通安全運動・啓発活動	回	4	6

第2項 防災対策の強化

∞基本方針



町民の生命・財産を守るため、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、減災に向けた対策の推進を図り、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、自助・共助・公助がそれぞれに連携した地域ぐるみの防災対策の充実を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然に恵まれた環境を有していますが、急傾斜地や土砂災害警戒区域が多く、大地震や豪雨などによる災害の危険性が高い地域です。
- 地域防災計画を見直し、町民の防災意識の向上に向けて防災ハンドブックや防災マップの作成、自主防災組織のリーダーを中心とした防災教育・研修会などを進めています。
- 山北町に甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合、町単独での対応が困難と考えられるため、現在近隣市町や県内の市町村、関係機関などと応援協定を締結していますが、様々な協力体制を構築していくために、民間企業なども含めた応援協定の拡充を図る必要があります。
- 町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境の確保を図るため、防災に配慮した土地利用や建物の安全確保などの減災対策を図り、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 災害の未然防止に向けて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定とともに町民への周知を図りながら、森林の適切な保全と河川などの整備を進めています。町民の安全な暮らしを確保していくために、継続して治山・治水事業を促進していく必要があります。
- ゲリラ豪雨による浸水や冠水を防止するため、雨水計画の見直しを図る必要があります。
- 町民の安全安心を確保するため、公共施設等の老朽化に対応して計画的な修繕や維持管理を実施する必要があります。
- 総合防災訓練、自主防災組織の育成・強化などに努めていますが、さらにこうした取り組みを進め、町民の防災意識の高揚を図りながら、きめ細かな防災対策を展開していく必要があります。
- 自爆テロや弾道ミサイルなどによる武力攻撃、化学物質や細菌による攻撃、感染症などに対する危機管理対策を図る必要があります。



∞施策と事業

1 防災対策の推進

- ◇ 山間地を多く有する地理的特徴や災害状況を踏まえた地域防災計画の取り組みを進めます。
- ◇ 業務継続計画（BCP）※に基づく非常時の行政機能の維持を図ります。
- ◇ 災害時における協力体制の拡充を図るため、民間企業等との応援協定の締結を進めます。
- ◇ 防災行政無線のデジタル化を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地域防災計画の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防災計画の改訂				⇒	
業務継続計画（BCP）の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
応援協定締結の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防災行政無線のデジタル化の推進		⇒	⇒	⇒	⇒

2 減災対策の推進

- ◇ 森林と清流の保全を踏まえた計画的な治山治水事業を促進します。
- ◇ 急傾斜地崩壊防止工事を促進します。
- ◇ 地震で被災した建築物の安全性の調査を行う震災建築物応急危険度判定士を育成します。
- ◇ 地震に強い安全なまちづくりを目指した木造個人住宅の耐震診断を促進します。
- ◇ 家具の転倒防止事業を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
日向地区、用沢地区急傾斜地崩壊防止工事の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
応急危険度判定士の緊急連絡網の作成及び見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
耐震診断の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
雨水・用水管路の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 公共施設の老朽化対策

- ◇ 老朽化が進む公共施設等の計画的な修繕や維持管理などにより、公共施設の長寿命化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
各施設の調査	⇒				
長寿命化計画（行動計画）の策定	⇒	⇒	⇒		
個別施設の長寿命化計画の策定				⇒	⇒
緊急的な修繕・更新への対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※業務継続計画（BCP）：大規模災害等の非常事態時に、優先的に継続する通常業務について、当該業務遂行のために必要な人員等の資源を優先的に確保する計画。

4 防災意識の啓発

- ◇ 平常時における防災意識の普及・啓発に努めます。
- ◇ 防災ハンドブック・防災マップの活用を進めます。
- ◇ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を町民に広く周知します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
防災教育・防災研修等の実施	→	→	→	→	→
防災ハンドブックの活用	→	→	→	→	→
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知	→	→	→	→	→

5 自主防災組織等の育成、強化

- ◇ 自主防災リーダーの養成を図るため、防災に関する研修会や防災訓練などを進めます。
- ◇ 災害時の対応に関する防災講習会、防災資機材の整備や要援護者に対する支援など、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- ◇ 福祉施設、学校、消防団などと一体となった防災訓練を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
自主防災リーダー等研修会の実施	→	→	→	→	→
自主防災組織活動への助言や育成・強化	→	→	→	→	→
防災教育・防災訓練の実施	→	→	→	→	→
防災資機材等の整備支援	→	→	→	→	→

6 帰宅困難者対策の充実

- ◇ 災害時における観光レクリエーション客も含めた帰宅困難者への適切な情報伝達や避難誘導対策の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
収容対策・移送対策の構築	→	→	→	→	→

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
自主防災リーダー等研修会参加者	人	30	36

第3項 消防・救急体制の充実

∞基本方針



町民の火災や災害への予防意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速に対応できる消防力、救急体制の強化を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 町の消防活動は、県西地域2市5町を担っている小田原市消防本部と14分団から構成される消防団の非常備消防が担っていますが、地形的な特性や広い町域などにより消防活動が困難な地域もみられます。
- 地域消防の要となる消防団の団員の減少が続いているため、団員の加入促進が課題となっています。そのため、自治会や企業・事業所などの協力を得ながら、団員の確保に努める必要があります。
- 救急体制は、消防と同様に広域における体制が確立されていますが、出動件数は増加していることから高規格救急車の配置や救急救命士の育成、ドクターヘリの活用などによる高度救急体制の強化を図っています。今後もこうした体制の強化を継続して進めていくとともに、AED（自動体外除細動器）を活用した救急救命講習会などを開催し、応急手当の知識の普及に努めていくことが重要になります。

∞施策と事業



1 消防力の強化

- ◇ 常備消防の近代化や消防団との連携を強化します。
- ◇ 消火栓や防火水槽などの消防水利を増設し強化します。
- ◇ 消防団協力事業所制度の活用など町ぐるみによる消防団員の確保に努めます。
- ◇ 地域の実情に合わせた消防分団のあり方を検討します。
- ◇ 消防団の装備の更新や消防機器の整備を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
小田原市消防本部と町消防団の連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防水利の維持・整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防団員の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防分団あり方の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防車両等の更新	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 火災の未然防止

- ◇ 自治会などが実施する消火訓練等を積極的に支援します。
- ◇ 防火チラシの配布等による火災予防意識の普及・啓発に努めます。
- ◇ 小田原市消防本部や自主防災組織などと連携した消火訓練を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
自主防災活動支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
火災予防意識の普及・啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
林野火災訓練の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 救急体制の強化

- ◇ 高度医療に対応した救急救命体制を強化します。
- ◇ 医療機関との連携強化により救命率の向上を図り、救急医療体制の充実を図ります。
- ◇ 関係機関と連携し町民に対する応急手当の知識の普及を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ドクターヘリの活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備蓄救急医療品の更新	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
救急救命講習会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
消防団員の確保	人	197	218

第4項 地域安全対策の充実

∞基本方針



地域ぐるみによる防犯活動や防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯の設置支援を進め、犯罪のない安全なまちを目指します。

∞現状と課題・必要性



- 町民のライフスタイルの多様化に伴い、地域における町民相互の交流や連帯感が希薄化し、地域ぐるみの防犯機能が低下してきているほか、近年の犯罪の低年齢化や悪質な振り込め詐欺などの犯罪も増加の傾向にあります。
- 地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守る「こども110番の家」の登録や防犯指導隊による夜間の防犯パトロールなどのほか、児童の通学時における連合自治会などによるパトロールや交差点での安全確保など、地域ぐるみの防犯活動が展開されています。
- 地域による防犯活動を継続的に実施していくとともに、町民の一人ひとりが防犯意識を高め、誰もが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めていく必要があります。

∞ 施策と事業



1 地域防犯活動の充実

- ◇ 警察署や防犯関係団体と協力して、安全で安心な住みよいまちづくり条例に基づく犯罪の防止や防犯意識の向上を目指した啓発活動の充実を図ります。
- ◇ 地域防犯連絡所の見廻り強化や子どもを犯罪から守る運動を強化します。
- ◇ 犯罪を未然に防止する地域防犯体制を育成します。
- ◇ 誘拐やネット犯罪等から子ども達を守るための防犯教室を開催します。
- ◇ 防災行政無線放送やあんしんメールを活用して犯罪情報等を随時配信します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
防犯指導隊活動の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯意識の普及・啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
こども110番の家の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防犯体制の育成・強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯教室の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
犯罪情報等の配信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
あんしんメールの運用及び普及	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 防犯灯の整備

- ◇ 夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な設置を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
防犯灯LED化の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯灯設置助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯灯消耗品交換助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
こども110番の家への登録	件	556	600
あんしんメールへの登録	件	2,375	3,000

第5項 安心できる消費生活の確立

∞基本方針



豊かで安心できる生活を送れるよう、消費者教育の充実を図りながら、消費者意識の啓発を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 消費者ニーズの多様化やインターネットなどの急速な普及に伴って、様々な商品が流通することにより、商取引におけるトラブルも多様化・複雑化してきています。
- 消費生活の講習会の開催や冊子の配布、関係機関からの広報紙などを通じて消費者教育を進めており、今後とも継続して進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 消費者教育の推進

- ◇ PL法[※]やクーリング・オフなど消費者問題に関する学習機会を確保します。
- ◇ 消費生活に関する情報の収集や提供の充実を図ります。
- ◇ 県及び近隣市町と連携した広域的な相談体制を整備します。
- ◇ 基金や交付金を活用した啓発活動を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
近隣市町による消費者相談行政の推進（広域）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 消費者団体の支援

- ◇ 消費者団体等の設立を促進し、自主活動を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
消費者団体等の設立促進と支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
消費者団体等の設立への支援	件	0	1

※PL法：製造物責任法の略称。製造物の欠陥等により製造物の使用者が受けた損害に対して、製造者が被害者に対して負う損害賠償について定めた法律。

第2節

森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

第1項 人と自然が共に生きるまちづくり

∞基本方針



人と自然との共生を基本として、自然につつまれた市街地とその周辺が相互に調和しながら、自然や文化・歴史などの地域資源を活用し、環境にやさしいまちづくりを計画的に進めます。

森林と清流のまちとしての特性を生かし、身近な生活環境を通じて環境学習を進めるとともに、独自の地球温暖化防止対策などに取り組み、地球的視野に立った、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 市街地は、山北駅を中心とした既成市街地と南部の市街地から形成されており、その周辺の山の緑や酒匂川の水辺などの自然豊かな環境や資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。
- 町の玄関口となる山北駅の周辺地区では、健康福祉センター・生涯学習センターなどの施設の整備により、町の中核拠点としての機能を高めています。周辺の豊かな自然や歴史などの地域資源のネットワークを形成するとともに、東山北駅の周辺地区とあわせて、賑わいの創出や生活利便の強化を図りながら、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- 有効な土地利用を推進するため自然環境と調和した良好な市街地の形成を進めており、今後とも計画的な土地の有効活用を推進していく必要があります。
- 地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化するなか、世界各国での異常気象による風水害等の被害が拡大しており、環境保全対策への一層の取り組みが町民、事業者、行政それぞれに求められています。
- 森林と清流のまちとして、山北町環境基本条例に基づく環境基本計画*や新エネルギービジョン**に加え、“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン**”を策定し、各種の取り組みを行うとともに、ハイブリッド型街灯**の設置や県生活環境保全条例に基づき企業・事業所への指導などを進めています。

*環境基本計画：環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、山北町総合計画の目指す町の将来像の実現を図るための環境に関する基本的な計画。

**新エネルギービジョン：環境への負荷も少なく、利用し続けても枯渇することがない新エネルギーを活用するためにまとめた町の将来構想計画。

※ストップ・温暖化やまきたアクションプラン：町が自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制や削減などについて、対象エリアと計画期間を設定し、定めた率先行動計画。

※ハイブリッド型街灯：太陽光・風力発電によるエネルギー発生技術・製品を組み合わせることで、効率的なエネルギーの運用ができる街灯。

- 環境にやさしい生活スタイルの普及や環境保全対策への取り組み、自然エネルギーの活用などをさらに進め、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。

∞ 施策と事業



1 都市計画の推進

- ◇ 都市マスタープランに基づく計画的な都市計画事業を推進します。
- ◇ 用途地域の見直しを踏まえた土地の有効利用を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
都市マスタープランの推進・進行管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
用途地域の設定相談	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 環境にやさしいまちづくりの推進

- ◇ 環境基本計画に沿った環境にやさしいまちづくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
環境基本計画の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 地球温暖化防止対策の推進

- ◇ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”に基づく取り組みを進めます。
- ◇ 公共施設における省エネルギーに取り組めます。
- ◇ 町民及び事業者が省エネルギーに努めるよう啓発活動を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
地球温暖化防止実行計画“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”の実践	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 新エネルギー導入の推進

- ◇ 新エネルギービジョンに基づいた特色ある事業を展開します。
- ◇ 個人住宅向け太陽光発電システムの設置補助を行うとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ハイブリッド型街灯の整備	→	→	→	→	→

5 環境教育の推進

- ◇ 町内の小学生がごみの分別やリサイクル等ごみの行方について学習する機会をつくります。
- ◇ 環境教育に取り組むため、町内中学生に環境白書を配布します。
- ◇ 幼稚園、保育園、小学校、中学校で園児・児童・生徒及び保護者に対して緑化推進（緑のカーテン）や廃油を利用した石鹸作りなどの環境学習を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
町内小学生の足柄西部環境センター見学会の実施	→	→	→	→	→

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
ハイブリッド型街灯の整備	基	46	56
公共施設への壁面緑化の実施	箇所	3	5

第2項 豊かな自然環境の保全

∞基本方針



森林のもつ多様な機能への理解を深め、水源の森林づくりをとおして豊かな自然環境を保全するとともに、河川、湖沼などの水質の保全や生態系に配慮した河川等の整備、親水空間の創出を推進します。

∞現状と課題・必要性



- 町土の約9割を占める森林は、水源林として水を蓄え、豊かでおいしい水を安定して供給する機能や貴重な野生動物の生息の場、首都圏の観光レクリエーションの場などの多彩な機能を有しています。
- 水源林としての森林整備や合併処理浄化槽の整備などの水源環境保全対策をはじめとして、広く県民の参画による水源の森林づくりに取り組んでいます。さらに町民はもとより、町に関わる人々に森林の持つ機能への認識を深め、森林と清流の環境を守り育む取り組みを充実していくことが重要になっています。
- 町内には酒匂川をはじめ9本の二級河川と丹沢湖があり、護岸の整備や河床の低下対策、丹沢湖の堆積土砂浚渫などを促進しています。今後もこうした対策をさらに進めるとともに、身近な水辺環境の整備や水質の保全に関わる諸施策などを実施していく必要があります。

∞施策と事業



1 水源の森林づくりの推進

- ◇ 豊かでおいしい水をつくり出す水源林としての森林整備を進めます。
- ◇ 多様な自然環境の保全に配慮した森林づくりを進めます。
- ◇ 県民参加による水源の森林づくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
私有林への支援や公的管理などによる森林の機能回復	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林の多面的機能のPR	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町民の緑化活動の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 野生動物の保護

- 野生動物のための緑の回廊*の整備と保護をします。
- ニホンジカによる農作物被害の防止を図るため、県が定めた計画に基づき管理捕獲と有害駆除を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
管理捕獲と有害駆除の調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 河川整備の推進

- 河川整備計画の策定と護岸、河床などの整備を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
塩沢地区町管理区域の改修（町・中日本高速道路）			⇒	⇒	⇒

4 小川、河川、湖の環境整備

- 水底に堆積した土砂や岩石を取り除き、河川の流路を確保します。
- 丹沢湖に堆積した土砂の取り除きを促進します。
- 河川利用者のマナーの徹底を呼びかけ普及・啓発に努めます。
- 地下水保全対策事業を実施します。
- 生態系や自然環境に配慮した水路整備を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
丹沢湖土砂浚渫	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
足柄上地区地下水モニタリング事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
環境配慮型水路整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
森林ボランティア参加人数	人	20	50

*緑の回廊：野生動物の移動経路であり、人工的に造られたもの。

第3項 廃棄物の適正処理

∞基本方針



ごみの分別収集や減量化、再資源化などとともに、ごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 山北町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めます。
- これまでの大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の枯渇、廃棄物の増大などの様々な問題の要因となっています。
- 循環型社会の実現に向けて、ごみの発生を押さえるとともに、町民や企業・事業所、行政が一体となって再利用、再資源化に取り組んでいく必要があります。
- 広報紙やホームページなどによる啓発活動を進めながら、可燃ごみをはじめ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル品のほか、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやトレーの回収を実施するとともに、家庭用コンポストなどの設置へ助成を行い、ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 足柄上地区における資源循環型処理施設整備の実現を図るため、1市5町の連携によるあしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議において、ごみ処理の広域化についての検討を進めています。

∞ 施策と事業



1 分別収集の推進

- ◇ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき分別収集を進めます。
- ◇ 町民や民間事業所へのリサイクルの普及・啓発を進めます。
- ◇ 資源循環型社会づくりを進めるため、リサイクル活動を支援します。
- ◇ 町民リサイクルマーケットを促進します。
- ◇ ごみの減量化と生ごみの堆肥化等を進めるため、家庭用コンポストや生ごみ処理機設置への助成を進めます。
- ◇ 各種団体による資源回収活動への助成を進めます。
- ◇ 家庭用天ぷら油の廃油などの活用方法を調査します。
- ◇ 3R^{*}（リデュース・リユース・リサイクル）を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
容器包装リサイクル法によるペットボトル・プラスチック等の資源ごみの回収	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
古着・古紙等の回収	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
リサイクルマーケットの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
家庭用コンポストや生ごみ処理機への助成金の支給	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
アルミ缶等の資源回収団体への助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 ごみ処理広域化の推進

- ◇ ごみ処理の広域化計画に基づき近隣市町と連携して資源循環型処理施設の整備を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
足柄上地区において資源循環型処理施設の整備を検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
再資源減量化推進団体奨励金対象数量	kg	70,000	90,000
廃棄物の排出数量	t	4,066	3,867

※ 3R：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え。

第4項 環境衛生の向上

∞基本方針



町民誰もが快適に暮らせるよう、不法投棄の防止や有害虫の駆除、ペットの飼主マナー向上対策などの環境衛生活動を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 山北町は森林と清流のまちとして豊かな自然環境を有していますが、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄が多く深刻な問題となっています。
- 自動車リサイクル法[※]や家電リサイクル法[※]、PCリサイクル法[※]の施行に伴い、自動車部品等の再資源化が進む一方で、廃棄自動車や廃棄家電製品等の不法投棄の増加が目立ってきています。
- 観光客のマナー向上の促進のため、広報紙やホームページ、クリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンなどによる啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら不法投棄などに対するパトロールを強化しています。さらに、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ペットの飼主のマナー向上に向け、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を実施していますが、さらに継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。

※自動車リサイクル法：使用済み自動車（廃車）から出る部品を回収してリサイクルもしくは、適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付けた法律。

※家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」の通称。廃棄物を減らし資源の有効活用を促すため廃棄される家電製品のリサイクル（再生利用・再商品化）について定めた法律。

※PCリサイクル法：パソコンやディスプレイの回収と再資源化をメーカーに義務付けた法律の通称。

∞施策と事業



1 不法投棄の防止

- ◇ 関係機関による不法投棄監視員制度を活用した不法投棄防止パトロールを進めます。
- ◇ 森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を実施するなど、不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。
- ◇ 豊かな自然環境を守るため、関係機関と連携したクリーンキャンペーンや啓発活動を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
看板の設置及びパトロールの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
丹沢大山・酒匂川・町内統一クリーンキャンペーンの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 有害虫の駆除

- ◇ ヤマビル等の有害虫の駆除対策を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ヤマビル駆除剤の配布	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 ペットの飼主マナー向上対策の充実

- ◇ 動物愛護思想の普及を図ります。
- ◇ 飼主のマナー向上にむけた啓発活動に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
マナー看板の配布や広報紙による啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
不法投棄防止パトロールの実施回数	回/月	2	4

第5項 快適な環境の創造

∞基本方針



公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- 快適な環境づくりに向けて、各種団体による花壇整備などの花いっぱい運動や環境美化運動が展開されていますが、さらに全町域にこうした運動を広げていくことが重要です。
- 神奈川県生活環境保全条例に基づき、町内の事業所に対して指導や監視、観測などを実施し、公害の未然防止に努めており、継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- 環境問題に理解を深めるため、イベント会場でごみの分別を行い、環境・衛生ブースを設け環境啓発に努めています。町民・事業者・町が一体となって快適な環境づくりを進める必要があります。

∞施策と事業



1 環境問題に対する指導、啓発

- ◇ 県生活環境保全条例に基づく事業所の監視活動及び指導等を実施します。
- ◇ 野焼きの禁止など生活環境問題について、広報紙への掲載等による啓発活動に努めます。
- ◇ 花壇の整備等、花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
町、県合同による事業所への立入検査の実施（町・県）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域の身近な公園・緑地等に草花を植栽する各種団体への苗木等の支給	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
花いっぱい運動推進団体へ苗木等の支給	団体	20	22

第3節

快適な居住環境の整備

第1項 良好な住宅環境の構築

∞基本方針



豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の開発・誘導や町営住宅の整備を図りながら、定住につながる良好な住宅環境づくりを進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 新たな住宅地等の開発に対しては、開発指導要綱に基づいて適正な指導を進めています。
- ❑ 岸、向原地区などに用途地域・地区計画を指定し、大型店舗や工場等の立地に合わせて、定住の受け皿として住宅供給地の整備を進める必要があります。
- ❑ 土地利用計画に基づき、既存市街地に点在する空地などの未利用地の利用や、特定地域の利用検討ゾーン・利用検討ゾーン予定地の土地利用転換を図りながら、良好な住宅地の確保に努めていく必要があります。
- ❑ 都市計画区域外の集落地では、自然豊かな森林と清流の保全と調和に配慮しながら、適切な整備を図っていく必要があります。
- ❑ 町営住宅は、住宅マスタープランに基づき、中堅所得者住宅の建設や老朽住宅の用途廃止などを進めていますが、さらに計画的な建て替えや用途廃止などを適正に進め、高齢者や障がいのある方、若者・中堅所得者層などに対応した施設整備が求められています。

∞施策と事業



1 住宅地の整備

- 住宅マスタープランに基づく住宅や道路整備などの都市基盤整備を進めます。
- 東山北1000まちづくり基本計画*などに基づき、民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を適切に誘導・促進します。
- 未利用地や公有地の宅地化を進めます。
- 住宅地域を中心とした道路整備や、オープンスペースの確保によるゆとりある居住環境の形成を図ります。
- 子どもから高齢者まで便利で快適な住環境の整備を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
住宅マスタープランの進行管理及び整備推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
未利用地や公有地の住宅化推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間活力を活用した水上・尾先地区等の住宅開発の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 町営住宅の整備

- 住宅マスタープランに基づく計画的な事業を実施します。
- P F I等の民間活力を活用した町営住宅の再編整備を進めます。
- 老朽化した町営住宅の建て替えや用途廃止を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
町営住宅の再編事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間活力を活用した町営住宅の整備推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
民間活力を活用した住宅整備	戸数	0	50

*東山北1000まちづくり基本計画：東山北駅周辺の魅力づくりを推進するもので、重点整備地区の原耕地地区などの4地区を中心に、具体的なまちづくりの取組みを示した計画。キャッチフレーズは「東山北に1,000人の人口増加を目指す」。

第2項 上水道の整備

∞基本方針



水質や水量の確保、水道施設の整備、管理体制の強化を図りながら、町民が安心して利用できるおいしい水の供給を進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 上水道は、水道事業計画に基づき計画的な事業運営を図りながら安定した水を供給しています。
- ❑ 町民への安全でおいしい水の安定供給に向けて、水道管布設替え事業、計装機器類等の整備など、計画的に施設の整備や更新を進めていく必要があります。
- ❑ 水質基準を満たした水質を確保するとともに、上水道に関する情報を発信しています。
- ❑ 給水人口等の減少に伴い、適正な料金改定等を検討する必要があります。

∞施策と事業



1 水質の確保

- ◇ 適切な浄水処理と給配水過程における水質保全を図り、安心して飲める水の供給及び確保をします。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水源整備による水質の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
適切な維持管理による水質の保全	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 水量の確保

- ◇ 水源の確保と配水池の整備を拡充します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水源及び配水池の整備・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 水道施設の整備

- ◇ 老朽化した水道施設の整備を計画的に進めます。
- ◇ 町営水道以外の水道施設の整備を支援します。
- ◇ 新東名高速道路建設に伴い、皆瀬川水源取水施設の整備を実施します。
- ◇ 水道施設耐震化調査等を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
老朽施設の整備更新	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地区水道等への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
皆瀬川水源取水施設の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
丸山配水池、皆瀬川浄水場の耐震化調査及び整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 管理体制の強化

- ◇ 浄水場や配水池における水質管理や水量等の中央集中監視システムの拡充・更新を行います。
- ◇ 水道施設維持管理の民間委託を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
テレメーター装置※の拡充・更新	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
浄水場維持管理の民間委託推進		⇒	⇒	⇒	⇒

5 町民サービスの向上

- ◇ 安全で安心な飲料水であることを周知するため、水質検査等の情報を提供します。
- ◇ 営業基盤の強化のため、経営の効率化を図ります。
- ◇ 経営の健全化を図るため、料金改定等の検討を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水質検査結果や水道事業啓発等を広報紙で周知	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
テレメーター子機更新	箇所	1	6

※テレメーター装置：各水道施設情報を電話回線を使用し監視する装置。

第3項 生活排水処理施設の整備

∞基本方針



公共下水道や合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に合った効率的な事業を進めながら、衛生的で快適な環境づくりを目指します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 下水道は、豊かな森林と清流を守り、公共用水域の水質の保全・維持を進めることにより、町民の衛生的で快適な住環境を確保していく上で重要な役割を果たす施設です。
- ❑ 生活排水処理基本計画に基づき、市街地及びその周辺地域では酒匂川流域公共下水道と連結した公共下水道の整備を進めるとともに、丹沢湖集水域では高度処理型合併処理浄化槽の整備事業などを進めています。
- ❑ 地域の特性に応じて、下水道計画区域外での合併処理浄化槽設置事業などを計画的に進めていく必要があります。
- ❑ し尿処理施設の1市5町による広域化処理体制を維持していく必要があります。

∞施策と事業



1 公共下水道の整備

- ◇ 計画的な汚水・雨水の排水対策を進めます。
- ◇ 供用区域内の接続率の向上を図ります。
- ◇ 長寿命化計画を策定し下水管路の調査を行い、老朽管の更新整備を計画的に実施します。
- ◇ 経営の効率化を図るため、公営企業法の適用を検討します。
- ◇ 経営の健全化を図るため、料金改定等を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
汚水管路整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広報紙や個別訪問等による下水道接続の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
下水道施設の長寿命化計画策定及び整備		⇒	⇒	⇒	⇒
公営企業法適用の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 合併処理浄化槽の整備

- ◇ 水源環境保全のため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ◇ 高度処理型合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水洗化を促進するための補助	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
合併処理浄化槽の整備促進・普及啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高度処理型合併処理浄化槽設置事業の計画的な推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
安定運営のための料金等の見直し検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 し尿処理の適正化

- ◇ くみ取りから水洗トイレへの改修を促進します。
- ◇ 広域で実施しているし尿処理施設の維持補修を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
水洗化への改修促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
足柄上衛生組合への運営負担	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
公共下水道水洗化率	%	83.8	85.0
高度処理型合併処理浄化槽の整備数	基	111	130

第4項 公園・緑地の整備

∞基本方針



森林と清流の豊かな自然環境を生かし、町民誰もが憩える場となる身近な公園から地域の特性を生かした歴史公園、緑地などの整備を進めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、自然環境保全地域などが指定され、豊かな自然環境が守られています。
- ❑ 市街地における都市公園の整備など、町民にとっての身近な憩いの場づくりを進めてきています。
- ❑ 今後も、都市計画マスタープランや緑の基本計画*に基づき、町民の身近な街区公園をはじめとして河村城址歴史公園の整備及び山北つぶらの公園（仮称）の整備促進を進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 住区基幹公園の整備

- ◇ 緑の基本計画などに基づく計画的な住区基幹公園の整備を進めます。
- ◇ 積極的な緑地の保全による憩いの空間づくりに努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
住区基幹公園整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 河村城址歴史公園の整備

- ◇ 河村城跡史跡の公園整備を計画的に進め、町民が憩える場所を創出します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
河村城址歴史公園整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 山北つぶらの公園（仮称）の整備促進

- ◇ 山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進し、町民が憩える場所を創出します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北つぶらの公園（仮称）の整備促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

*緑の基本計画：緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

第4節

土地の有効活用

第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

∞基本方針



均衡ある町土の発展を目指し、さらなる「定住対策」と「産業振興」を展開し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、土地利用の計画的な推進を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 森林と清流のまちとして、豊かな自然と調和した地域の活性化を目指して、(改訂)第2次土地利用計画に基づき、「定住対策の推進」と「自然環境の保全・活用」を基本方針と定め、土地利用に関する基本条例を適切に運用しながら、計画的な土地利用を進めています。
- (改訂)第2次土地利用計画の成果と近年の動向を踏まえ、さらなる定住対策と産業振興を図るためには、住宅供給、企業誘致、観光振興、地域の拠点づくりの4つを柱として、各地域において、土地利用施策を展開する必要があります。
- 現在策定中の第3次土地利用計画では、「自然と地域性を生かし、住み、遊び、働ける活力あるまちづくり」をコンセプトとし、計画的な土地利用を図ることにより、各地域で「まちづくり」を展開し、町民、企業、行政が連携することで、各地域のバランス良い発展と地域活力の向上を目指しています。
- 計画的な土地利用を図るため町内を5つのエリアに区分し、エリアごとの特性や土地利用施策の動き、周辺環境の変化を踏まえ、具体的な事業展開を図ることで、町内に点在する魅力ある「拠点」の整備を進め、各エリアの魅力を高める必要があります。

∞ 施策と事業



1 総合的、計画的な土地利用の推進

- ◇ 第3次土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を進めます。
- ◇ 市街地や周辺地域、中山間地域、自然公園地域の特性を生かした都市基盤整備を図ります。
- ◇ 地籍調査を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
第3次土地利用計画の策定	⇒				
第3次土地利用計画に基づく計画的な土地利用の推進		⇒	⇒	⇒	⇒
土地利用に関する基本条例の適正な運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
国、県の各種補助制度を活用した都市基盤整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地籍調査事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 定住・生活・就業拠点創出エリアの整備

- ◇ 山北、岸、向原地区の市街地を中心としたエリアは、住宅の誘導とともに就業と生活拠点としての整備を進め、山北町の生活拠点エリアとして、さらなる機能の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
計画的な住宅基盤整備の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
丸山地区、平山工業団地への企業誘致の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
河村城址歴史公園・洒水の滝周辺整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北駅、東山北駅周辺整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 交流ゲート・産業振興エリアの整備

- ◇ 清水地区を中心としたエリアは、新東名高速道路の整備と関連したスマート I C の実現化に向けた取り組みを推進するとともに、砂利採取跡地や小中学校跡地の有効な活用を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
広域交通拠点整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
砂利採取計画の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
砂利採取跡地利用計画の検討			⇒	⇒	⇒
清水小・中学校跡地活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 山里定住交流環境形成エリアの整備

- 高松地区を中心とした畜産などの農業エリアは、集落と市街地を結ぶアクセスなど地域の生活利便性の向上を図るとともに、産業基盤の整備や観光交流を行い、農業集落の活性化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
高松山・向原山基盤整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高松地区アクセス道路整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高松分校跡地活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 自然共生型定住・観光エリアの整備

- 共和地区を中心とした山間エリアは、大野山や山北つぶらの公園（仮称）を中心に観光拠点として整備するとともに、つぶらの公共用地を活用して住宅や企業誘致を図ります。
- 共和小学校跡地を都市との交流や生涯学習の拠点施設として整備を進め、地域の活性化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
つぶらの公共用地の整備推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存観光施設の利活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
共和小学校跡地活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

6 水源を生かした観光再生エリアの整備

- 三保地区は山北町の観光資源が豊富なエリアですが、近年の観光入込客の減少を踏まえ、改めて山北町の観光拠点としての再生を図るため、既存観光施設やハイツ&ヴィラなかがわ跡地・中学校跡地の利活用を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の整備推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存観光施設の利活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
三保中学校跡地活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

第5節

利便性の高い交通基盤の整備

第1項 公共交通機関の充実

∞基本方針



通勤や通学、観光レクリエーション客など、誰もが利用しやすく、誰にもやさしい公共交通ネットワークの強化・充実と、駅周辺の整備を関係機関と連携しながら推進します。

∞現状と課題・必要性



- 公共交通機関としては、御殿場線と富士急湘南バスが運行されているほか、生活交通確保対策として町内循環バスを運行しています。また、新たな試みとして清水、三保地区で高齢者等タクシーの試行運行を行い、共和地区では地域に住む町民が自主的に福祉バスの運行を行い、通学や通院など多目的に利用されています。
- 路線バスは国庫補助制度を活用し、路線の維持に努めていますが、平成19年から新松田駅・山北駅線を中心に数回の減便が行われました。
- 御殿場線は、運行本数が少ないことなどから利用者が減少しつつありますが、輸送力を増強し、特にICカードを利用できるよう各方面に陳情や要望活動を引き続き実施する必要があります。
- 町民アンケートにおいても依然として交通の利便性の向上が重要な施策として求められており、利用しやすい駅・駅周辺の整備や路線バスの維持・町内循環バスの運行などによる、地域交通の利便性の向上のための取り組みを関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 公共交通網の整備

- ◇ 御殿場線の増便やICカード導入を鉄道事業者や関係機関に要請するなど、利用者の利便性向上に向けた取り組みを進めます。
- ◇ 路線バス機能の維持拡充をバス事業者や関係機関に引き続き働きかけを行います。
- ◇ 路線バスでは十分な対応ができない地域は町内循環バスを運行し、運行エリアやダイヤの充実を図ります。
- ◇ 清水、三保地区の公共交通空白地域対策として、新たな交通手段の確保を図ります。
- ◇ 地域主導で運行している共和福祉バスの運行を支援します。
- ◇ 東名高速バス停留所周辺に駐車場等を整備し、利用者の利便性向上を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
御殿場線沿線活性化事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町内循環バスの運行	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者等タクシーの運行	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
共和福祉バスの運行支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高速バス停留所周辺の環境整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 駅及び駅周辺の整備

- ◇ 駅員無配置の山北駅に切符販売スタッフを配置するとともに、山北町の紹介コーナー等を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを進めます。
- ◇ 三保ダム、丹沢湖、中川温泉への玄関口としての谷峨駅周辺の整備を図ります。
- ◇ 東山北駅利用者の利便性向上を図るため、駅前広場や公衆トイレの整備を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北駅駅舎活用事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東山北駅前広場整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
町内循環バス利用者	人	40,000	44,000

第2項 幹線道路の整備

∞基本方針



高速道路網やインターチェンジの整備をはじめ、広域交流圏の形成を踏まえた東西・南北方向の幹線道路の整備を促進し、産業などの日常的な諸活動の広域化や観光などの交流を支える交通基盤の強化を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 東名高速道路の渋滞解消のために計画された新東名高速道路は、平成18年に事業実施が決定され、新たな仕組みのなかで平成32年の完成を目指しています。これに伴い、山砂利採取跡地を活用した新東名高速道路山北スマートインターチェンジの実現化に向けて調査研究を進めています。
- 広域交流圏の形成を踏まえ、東西及び南北方向の幹線道路ネットワークの形成を目指し、高速道路や国道、県道の整備を促進する必要があります。

∞ 施策と事業



1 高速道路の整備促進・インターチェンジの設置

- ◇ 東名高速道路の交通渋滞の解消や防災機能を備えた新東名高速道路の整備を促進します。
- ◇ 新東名高速道路山北スマートインターチェンジ設置の実現化に向けた調査研究を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
新東名高速道路の整備促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新東名高速道路山北スマートインターチェンジの整備推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 県道の整備促進

- ◇ 主要地方道74号（小田原山北線）の狭あい部分の改良による機能の向上を促進します。
- ◇ 主要地方道76号（山北藤野線）の狭あい部分の改良と未整備区間の整備を促進します。
- ◇ 一般県道721号（東山北停車場線）の整備を促進します。また、一部町道になっている部分の県道への移管に努めます。
- ◇ 酒匂川左岸道路の整備を促進し、松田町の町道と接続し回遊性を高めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
小田原山北線の整備促進（県）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北藤野線の整備促進（県）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東山北停車場線の整備促進（県）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
酒匂川左岸道路の整備促進（県）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 広域幹線道路等の整備促進

- ◇ 富士・箱根・伊豆（S K Y）交流圏を形成する幹線道路の整備を促進します。
- ◇ 県域を越えた広域幹線道路の整備を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
広域幹線道路整備の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

第3項 生活道路の整備

∞基本方針



安全で安心な通行と土地の有効利用を促進するため、地域の特性に応じた生活道路として、町道や農道、林道の整備を計画的に推進します。

∞現状と課題・必要性



- 身近な道路である町道は狭い場所が多く、自動車の大型化や交通量も増加していることから、安全に通行できるよう計画的な改良整備と維持修繕を進めていますが、さらに土地の有効利用の促進などに配慮し、道路網の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 老朽化する道路橋に対応した橋梁の長寿命化計画による耐震に配慮した修繕工事や計画的な整備を進め、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。
- 山間地域の集落では、農道及び林道も生活道路の役割を担っていることから、その整備をさらに充実していく必要があります。

∞ 施策と事業



1 町道の整備

- ◇ 老朽化した既存道路の改良整備を進めます。
- ◇ 土地の有効活用を促す計画的な道路整備を進めます。
- ◇ 橋梁の長寿命化計画による耐震に配慮した整備を進めます。
- ◇ 新東名高速道路工事用道路の建設を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
橋梁長寿命化修繕工事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
堀込上野下線改良工事		⇒	⇒	⇒	⇒
ぐみの木松原先線改良工事（酒匂川左岸道路含む）		⇒	⇒	⇒	⇒
水上2号線改良工事			⇒	⇒	⇒
松原先1号線改良工事			⇒	⇒	⇒
（仮称）松原先4号線改良工事				⇒	⇒
共和清水線（湯触・用沢間）改良工事				⇒	⇒
（仮称）原耕地14号線新設工事				⇒	⇒
畑・湯の沢線改良工事					⇒

2 農林道の整備

- ◇ 農林道を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
農道新設工事		⇒	⇒	⇒	⇒
農道橋梁点検事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
農道橋耐震対策事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
林道の整備の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
橋梁長寿命化工事	橋	1	18

第4項 道路環境の整備

∞基本方針



誰にでもやさしい安全で快適な道路環境の整備に向けて、ユニバーサルデザインの視点に立って、狭あい道路や歩道の段差の解消などに取り組むとともに、自然と親しめる散策道の整備やサイン計画*を推進します。

∞現状と課題・必要性



- 町民の日常生活や災害時に支障をきたすことのないよう、地域の状況に応じて緊急車両の通行などに配慮した幅員の確保や歩道の段差解消などを進めています。さらにユニバーサルデザインの視点に立って、誰にでもやさしい安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。

∞施策と事業



1 安全、快適な道路環境の整備

- ◇ 緊急車両の通行等に支障がある狭あい道路の整備を進めます。
- ◇ 歩車道分離や歩道の段差解消など、高齢者や障がいのある方も安心して利用できる道路環境の整備を実施します。
- ◇ 沿道の植栽や道路景観のデザイン化などによる快適な道路環境の整備を実施します。
- ◇ 安全、快適な道路環境を保つため、道路パトロールを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
狭あい道路の拡幅整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
定期道路パトロールの実施回数	回	24	30

*サイン計画：文字の標記・色彩・デザインなどを統一し、わかりやすく快適な環境づくりをすること。

第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり (産業振興)

第1節 活力と魅力ある農林業の振興

- 第1項 農業の振興
- 第2項 林業の振興
- 第3項 畜産業の振興
- 第4項 水産業の振興

第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

- 第1項 観光の振興
- 第2項 観光ネットワーク化の推進
- 第3項 観光推進体制の整備

第3節 地域の活力を創る商業の振興

- 第1項 商業の振興

第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興

- 第1項 工業の振興
- 第2項 鉱業の振興

第5節 働きやすい環境づくり

- 第1項 働きやすい環境づくり



第5章

地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

第1節

活力と魅力ある農林業の振興

第1項 農業の振興

∞基本方針



地域に根ざした生産組織や担い手の育成、生産基盤の充実を図るとともに、他産業との連携や都市住民との交流、観光農業、付加価値の高い特色ある農業の振興を目指します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 農業は重要な基幹産業であり、主に中山間地域において銘茶「足柄茶」をはじめ、みかんやうめ、キウイフルーツなどの果樹の生産を中心に進められています。
- ❑ 地形の制約等から大規模な機械化などが難しく、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の拡大などが課題になっています。
- ❑ 野生鳥獣による農業被害は年々増加し、農作物の被害だけでなく法面崩壊などの農地自体への被害が深刻な問題となっています。防護柵設置の推進など今後はさらに有効な対策を講じていく必要があります。
- ❑ 安定した農業経営に向けて、中核農家をはじめとする担い手の育成や地域営農の組織化、特産品の開発に努めるとともに、農道や用水路などの生産基盤の整備や生活環境の整備などを進めており、さらにこうした施策を継続していく必要があります。
- ❑ 増加する遊休農地の活用を図るため、オリーブ栽培などを実施しておりますが、今後は、地域ぐるみで対応していく必要があります。
- ❑ 特色ある農業の振興を目指し、環境保全型農業や地産地消に取り組むとともに、町民と都市住民との交流の場として、オーナー制みかん園の取り組みや市民農園の実施などを進めております。さらに食の安全や環境に配慮した生活者のニーズ、信頼に応える農業の振興と地域特性を生かした取り組みを推進する必要があります。
- ❑ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律」（6次産業化・地産地消法）により、国も6次産業化を支援しており、生産・加工・流通（販売）を一体化して、安定した経営を実現することが求められています。

∞ 施策と事業



1 安定した農業経営の確立

- ◇ 担い手となる経営農家の認定と育成を図ります。
- ◇ 女性の農業経営への参画を促進します。
- ◇ 新規就農者の農業従事の促進と育成を進めます。
- ◇ 生産者と消費者との交流を促進します。
- ◇ 「食」を提供する場と機会の創出、指導体制を整備します。
- ◇ 生産組織・組織経営の育成・誘導を進めます。
- ◇ 地区・集落を越えた相互連携を強化します。
- ◇ 茶、果樹などの地場産品を材料とする加工品の開発を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
認定農業者の発掘	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
家族協定締結の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定年帰農者の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地産地消の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域間の連帯を推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
直接支払制度の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
産業まつりの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北ブランドの認定及び普及推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 農地の保全と農業基盤の整備

- ◇ 農村振興基本計画に基づき都市交流等による農業・農村振興を図ります。
- ◇ 農業振興地域整備計画を定期的に見直し計画的な農地の保全を図ります。
- ◇ 農道、用水路の整備を計画的に進めます。
- ◇ 有害鳥獣被害防止対策を進めます。
- ◇ 有休農地の活用を促進します。
- ◇ 農地集積・経営規模の拡大を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
農業用水改修の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
有害鳥獣防護柵の設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
農地銀行 [※] の活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※農地銀行：規模縮小農家から貸付け等の希望があった農地を規模拡大を望む農家に紹介・斡旋すること。

3 特色ある農業の振興

- ◇ 生産資材の低投入技術の開発・普及をします。
- ◇ 不用になった農業用化学資材の回収システムを促進します。
- ◇ 農村交流活性化施設の活用を進めます。
- ◇ 直販所ネットワークの整備を促進します。
- ◇ 生産から加工、販売まで取り組む農業の6次産業化を促進します。
- ◇ 観光農業の振興を図ります。
- ◇ 市民農園の整備充実を図ります。
- ◇ 地域農産物のブランド化を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
特別栽培農産物の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
農業用化学資材の処理費助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
直売協議会の運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ビニールハウス栽培の推奨	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
オーナー制みかん園の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民農園の整備充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
オリーブ栽培の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
有害鳥獣防護柵設置(深沢、嵐、平山)延長距離	m	1,340	3,310

第2項 林業の振興

∞基本方針



自然環境の保全や水を貯え、豊かでおいしい水を安定して供給する水源かん養機能など森林の担う重要な役割を踏まえ、森林を楽しむ場などの多様な森林利用を進めながら、水源の森林づくりや特色ある林業の振興を図ります。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 水源地域として、また地球環境保全の視点から、森林の持つ多様な機能を継続的に守り育てていくことが求められており、将来にわたり良質な水を安定的に確保するために、県では県民税の超過課税を導入し、県民や市町村の協力のもと、水源環境の保全・再生に取り組んでいます。町では、この交付金を活用し森林の整備に取り組んでいます。
- ❑ 国有林や県有林をはじめ森林のもつ健康づくりやいやしの機能を活用し、地域活性化を図るために森林セラピー基地の認定を取得し、体験ツアーを始め多くの取り組みを進めています。
- ❑ 公共施設木材利用計画を策定するなど、今後、町産木材の利用拡大を図る必要があります。
- ❑ 林業指導者の育成、林道などの基盤整備などを実施するとともに、都市との交流や生涯学習の拠点施設として（仮称）なえぎの学校の整備を進めています。
- ❑ 林産物の利用促進のため、町産木材の利用を進めるとともに、丹沢まいたけなどの特用林産物を町の特産品として需要の拡大を図り、地場産業の振興に取り組んでいく必要があります。
- ❑ 森林の持つ多様な機能を維持していくためには、継続的な森林整備が必要です。森林整備に要する財源を確保していくために、「全国森林環境税創設促進連盟」などと連携し、新たな税財源として「全国森林環境税」の創設を国に働きかけています。
- ❑ 豊かな森林を整備し、森林資源の利用を促進することにより、山づくり、森づくりを主体とした地域振興を町民とともに進めていく必要があります。

∞施策と事業



1 水源の森林づくり事業の推進

- ◇ 水源環境保全・再生市町村交付金を活用した地域水源林整備支援事業を進めます。
- ◇ 県が行う水源の森林づくり事業を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
町有林整備事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
私有林整備事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
水源の森林づくり事業の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 林業基盤の整備と林業の活性化

- ◇ 町産木材を利用した木工製品開発等を支援します。
- ◇ 林業経営の中核機関である山北町森林組合の体制強化を支援します。
- ◇ 森林整備への支援を推進し、森林所有者の負担を軽減します。
- ◇ 公共施設への木材利用を進めます。
- ◇ 間伐、除伐材のエネルギー活用の調査研究を進めます。
- ◇ 県産材認証制度の普及や町産材認証制度の検討など木材のブランド化を図り、付加価値化を進めます。
- ◇ 林道及び作業路網の整備を進めます。
- ◇ 林業従事者や林業就業者の担い手の育成を支援します。
- ◇ 都市との交流や生涯学習の拠点施設として（仮称）なえぎの学校の整備を進めます。
- ◇ 全国の市町村と連携し、全国森林環境税創設を国に働きかけます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
間伐材の活用支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北町森林組合や林業事業者に対する林業施業の情報提供	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林整備補助制度の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 多様な森林利用の推進

- ◇ 森林作業体験等とおして、都市住民との交流を促進します。
- ◇ 森林セラピーロードの整備を進めます。
- ◇ 森林を活用した学習・観光・レクリエーション活動などを促進します。
- ◇ 森林ボランティアとの協働による森林整備をとおして、森林のもつ多様な機能への理解を深めます。
- ◇ 間伐材を利用したチェーンソーアートによる芸術活動などの支援に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
森林づくりをとおした交流施設の整備と活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林セラピーロードの維持管理及び整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
特用林産物生産の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林ボランティアの育成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
共和地域交流施設年間利用者数	人	—	1,200

第3項 畜産業の振興

∞基本方針



畜産農家の経営基盤の強化や事業の共同化などを促進しながら、付加価値の高い製品開発と販売の拡充など、安全で安心できる畜産業の振興を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 畜産業は、町内農業系生産額の約22%を占め、足柄牛のブランド化も成果を上げていますが、後継者不足や飼料の高騰、市場条件の悪化など、依然として厳しい状況にあります。
- 酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、生産性の向上と高品質の牛乳・牛肉の安定確保のために、飼育牛の優良系統種付けへの助成、家畜排泄物法を踏まえた営農環境の向上、作業や機械利用などの共同化を促進する必要があります。
- 経営者の意向の把握に努めながら、素牛（もとうし）^{*}導入に対する助成や事業の共同化、加工食品づくりの支援などを進めるとともに、環境保全型農業と連携した体制の強化、特色ある畜産業の振興を図る必要があります。

^{*}素牛（もとうし）：肥育牛や繁殖牛として飼育される前の生後6～12か月の小牛。

∞ 施策と事業



1 営農環境の向上

- ◇ 飼育管理や機械利用などを共同化し、作業効率の向上を図ります。
- ◇ 付加価値のある和牛の飼育支援と生産体制を強化します。
- ◇ 加工食品化、ブランド化を支援します。
- ◇ たい肥による土づくりなどの有効活用を図ります。
- ◇ 乳牛の改良や肥育牛の優良系統への転換を促進し、生産力の向上を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
種付け助成の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高能力乳牛の導入の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
飼育管理技術向上の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
労働力不足軽減のための連帯支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
施設の集約化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域内一貫生産体制の確立	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
たい肥共同利用施設の整備促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
牛乳・肥育牛飼養頭数	頭	285	300

第4項 水産業の振興

∞基本方針



森林と清流のまちにふさわしい観光レクリエーションの資源として、増殖事業の強化や加工食品化などへの支援を図るとともに、淡水魚を活用したイベントなどを支援し、内水面漁業の振興を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 丹沢湖へ放流したワカサギは、冬季の釣りなどの観光レクリエーション資源になっていますが、山北町環境整備公社との連携により、遊船事業の活性化につながる取り組みを進める必要があります。
- ヤマメやマス、スッポンの養殖が行われており、道の駅や旅館等の調理品として活用しています。養殖業水産物や加工食品について、町の特産品として開発・販路開拓するための支援方策を検討する必要があります。

∞施策と事業



1 増殖事業の強化・養殖事業の振興

- ◇ 丹沢湖におけるワカサギのふ化事業の充実により、内水面漁業の振興を図ります。
- ◇ 加工食品化を促進するとともに、郷土料理としての活用を図ります。
- ◇ ヤマメ、マス、スッポンの養殖業水産物の特産品化を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
丹沢湖におけるワカサギのふ化、放流への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

第2節

自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

第1項 観光の振興

∞基本方針



豊富な観光資源を生かし、観光マスタープラン※に基づき、歴史や自然にふれあう公園整備やつぶらの周辺地域の整備促進など、多様な観光レクリエーションの場と機会の創出、ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を推進します。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 山北町は、豊かな自然や温泉、河村城跡などの歴史・文化財や豊富な観光資源を有し、首都圏近郊の観光レクリエーションの場になっていますが、近年、観光入込客数は減少傾向にあります。
- ❑ 観光マスタープランに基づき、中川水源交流の里や箒杉公園、大野山ハイキングコースの整備などの杜と湖のネットワーク化を推進するとともに、河村城址歴史公園整備、山北駅周辺の魅力づくりなどの歴史と自然にふれあう事業を進めています。
- ❑ 健康や自然志向などの観光レクリエーションのニーズを踏まえ、さらに豊かな観光資源を生かした観光レクリエーションの場と機会を充実し、エコツーリズムなどの新しい観光への取り組みも図りながら、魅力ある観光の振興を推進していく必要があります。
- ❑ 富士山の“世界文化遺産”登録を契機に、山北町内においても富士山を観光資源として活用していくことが求められています。

∞施策と事業



1 観光マスタープランの推進

- ◇ 観光マスタープランの見直しを行い、新たな観光振興対策を進めます。
- ◇ 富士山が望める景勝地を活用した観光施策を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
観光マスタープランの改訂		→			
観光マスタープランの推進	→	→	→	→	→

※観光マスタープラン：町の観光の将来目標とその実現に向けての施策の基本方向を示した計画。

2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備

- ◇ 三保ダム・丹沢湖周辺地域の美しい自然環境を生かしながら、湖面や河川の利用を図ります。
- ◇ ハイツ&ヴィラなかがわ跡地を活用して観光拠点としての整備を図ります。
- ◇ 豊かな自然に恵まれている三保地域では、四季折々のスポーツイベント等をとおして観光客の増加を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 歴史と自然にふれあう公園整備

- ◇ 洒水の滝や河村城址歴史公園周辺の環境を整備し、楽しく憩える場所づくりを進めます。
- ◇ 歴史・文化資源の掘り起こしや歴史と自然のふれあう交流の場の整備を実施します。
- ◇ 洒水の滝の遊歩道を滝つぼまで延長するための方策を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
ハイキングコースの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
洒水の滝の遊歩道整備の方策検討及び整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 つぶらの・大野山周辺地域の整備

- ◇ つぶらの公共用地の活用を検討します。
- ◇ 山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進します。
- ◇ 大野山山頂の広場を魅力的な観光拠点として有効活用できるよう県と協議を進めます。
- ◇ 都市との交流や生涯学習の拠点施設の整備を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北つぶらの公園（仮称）の整備促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 水源地域交流の里づくりの推進

- ◇ 都市住民と水源地域に住む町民との上下流域自治体間交流等を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
上下流域自治体間交流事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自然体験交流事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
町観光入込客数	人	1,176,000	1,800,000

第2項 観光ネットワーク化の推進

∞基本方針



富士・箱根・伊豆広域圏を踏まえた広域観光ルートの整備を図るとともに、観光拠点を結ぶ基幹ルートや楽しく歩ける多彩な町内周遊コースなどの魅力ある観光ネットワークの整備を進めます。

∞現状と課題・必要性



- 豊かな観光資源を生かした観光ネットワークの形成に向けて、地蔵岩～大野山～湯本平までの散策ルートの整備を充実する必要があります。
- ハイキングコースにおける道標の設置や清潔な公衆トイレの環境整備を進めています。
- 観光の広域化に対応するための道路交通網の整備として、新東名高速道路山北スマートインターチェンジや県域を越えた広域幹線道路の調査研究を進めていますが、県道山北藤野線の整備も含めて、各道路整備を促進し、町内外にわたる観光ネットワークを強化する必要があります。
- 健康づくりにも利用できるウォーキングルートの整備も含めて、魅力ある観光ネットワークを充実する必要があります。

∞施策と事業



1 観光ルート of 整備

- ◇ 町内の観光拠点を結ぶ基幹ルートの設定と整備を進めます。
- ◇ 案内板の充実と拠点施設における駐車場の整備を進めます。
- ◇ 清潔な公衆トイレの整備を進めます。
- ◇ 近隣の観光資源と連携した広域観光ルートのネットワーク化を図ります。
- ◇ 富士・箱根・伊豆広域圏を踏まえた広域幹線道路計画を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
観光案内板の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広域観光ルートのネットワーク化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備

- ◇ 豊かな自然環境を活用し、ウォーキングやハイキング、登山道など多彩な町内周遊コースづくりを進めます。
- ◇ 南足柄市の21世紀の森や松田町の最明寺史跡公園、静岡県小山町の明神峠などに続くルートの整備を進めます。
- ◇ 不老山ハイキングコースの整備を県と連携して進めます。
- ◇ みつば岳ハイキングコースの整備を進めます。
- ◇ 森林と清流を散策する遊歩道の整備や、歩いて楽しめる歴史、文化の道の整備を進めます。
- ◇ 特色ある案内板や説明板等の整備を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
広域ハイキングルートの整備検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ハイキングコースの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東山北駅、丸山、洒水の滝、山北駅を結ぶ新たなハイキングコースの整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
特色ある案内板の設置	枚	0	10

第3項 観光推進体制の整備

∞基本方針



魅力ある観光の振興に向けて、多彩な媒体を活用した観光情報の提供や、特色のあるイベントの開催などにより情報発信を強化するとともに、山北町観光協会への支援や関係団体の育成などを図り、観光推進体制の充実に努めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 全国100選に選ばれた資源6つ、関東の富士見百景に選ばれた地点が2つあり、これらを有効活用して、山北町の魅力を発信していく必要があります。
- ❑ 観光の振興に向けて、山北町や山北町観光協会のホームページなど、インターネットを通じた観光情報の提供や丹沢湖花火大会、丹沢湖マラソン大会、カヌーマラソンなどの特色あるイベントを開催しています。
- ❑ 山北町観光協会と連携しながら、こうした取り組みをさらに充実するとともに、観光プロデュース機能の充実などを進め、観光のまちづくりに向けた推進体制を充実していく必要があります。
- ❑ 近隣市町と連携し広域的観点からも観光振興に取り組んでいますが、さらに積極的に連携していくことが課題となっています。

∞施策と事業



1 観光情報の発信強化

- ◇ 全国100選、関東の富士見百景などに選ばれた観光資源を活用して、山北町の魅力ある情報の発信を強化します。
- ◇ 首都圏や東海方面に向けた情報発信を進めます。
- ◇ 広域行政組織と連携を行い、広域的な観光情報の発信を強化します。
- ◇ 既存イベントの内容を充実・強化し、地域の魅力を町内外に発信します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
JRや私鉄と連携した情報の発信（町・鉄道事業者）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
あしがら観光協会等との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
イベント内容の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
インターネットによる町の魅力発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 観光協会等の支援

- ◇ 山北町観光協会への支援の充実を図ります。
- ◇ 観光ボランティアガイドの育成に努めます。
- ◇ 観光振興によるまちづくりを進めるため、山北町観光協会、山北町商工会等と連携します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北町観光協会への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
観光ボランティアガイドの育成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
観光ボランティアガイド登録者数	人	0	5

第3節

地域の活力を創る商業の振興

第1項 商業の振興

∞基本方針



町民の生活利便を高め、利用客などで賑わう商業の振興を目指し、山北駅・東山北駅の周辺整備を推進するとともに、商業者の自助努力を促し、空き店舗の活用や他産業との連携などにより商業経営の充実を促進し、商業活動の支援を図ります。

∞現状と課題・必要性



- 町民生活の利便性を高め、商業の振興を目指して、山北町商品券の発行を行っています。
- 山北駅周辺の賑わいを創設するため、夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援しています。また、NPO法人が空き店舗を活用した木彫品の創作活動（ウッドボイス事業）を行っています。
- 岸地区（原耕地）内に大型商業施設がオープンしましたが、誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、生活の利便性を高めるための身近な商業サービスの役割がますます重要になります。
- 商業の活性化のためには、空き地や空き店舗の有効活用や商店の自助努力、他産業との連携による特産品の開発・販路拡大などについて支援していく必要があります。

∞施策と事業



1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進

- ◇ 空き店舗の活用を促進して、駅周辺の賑わいの創出に努めます。
- ◇ 山北駅周辺での魅力ある夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援します。
- ◇ 商業施設の立地促進を図るため支援方策を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
旧あしがら農協山北支店を活用した賑わいの創出（町・民間）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北駅北側元気づくりプランに基づく商業施設の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東山北1000まちづくり基本計画に基づく商業施設の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 商業経営の充実

- ◇ 山北町商工会と連携し、商業経営の安定を促進します。
- ◇ 農林業や観光業と連携した特産品の開発などにより、商業の活性化を図ります。
- ◇ 山北ブランド認定制度を運用し、特産品の販路拡大に努めます。
- ◇ 魅力ある山北町商品券となるよう検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山北町商工会への助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
他産業との連携支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
空き店舗の活用	店舗	1	2
山北ブランドの認定	件	0	15

第4節

優れた資源を生かした鉱工業の振興

第1項 工業の振興

∞基本方針



森林と清流の自然環境との調和に配慮しながら、先端産業などの企業誘致と新たな工業用地の確保を図るとともに、既存企業の経営改善や地場産業の育成を支援し、就労の場の確保や財政基盤の確立を目指します。

∞現状と課題・必要性



- 就労の場の確保や、財政基盤の確立を目指し整備した諸渕工業団地では、すべての区画に企業誘致が完了しています。また、平山工業団地では5区画中4区画の企業誘致が完了し、丸山山頂部への企業誘致も決定しています。
- 既存企業の経営の近代化への支援などとともに、土地利用計画に基づき、環境との共生に配慮しながら、新たな工業用地の確保や企業誘致を積極的に推進していく必要があります。



∞ 施策と事業

1 企業立地の促進

- ◇ 先端産業等優良企業の誘致を進めます。
- ◇ 起業化支援の方策について調査・研究します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
先端産業等優良企業の誘致	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 工業の活性化

- ◇ 山北町商工会等と連携し、企業経営の安定を促進します。
- ◇ 中小企業の集団化、共同化による各種研修事業を実施します。
- ◇ 山北町商工会と連携して、インターネット等を活用した町内企業の宣伝強化を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
各種研修事業の実施支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 環境対策の充実

- ◇ 自然環境に配慮した事業活動における環境負荷の低減と公害防止を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
環境に配慮した工事の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
企業立地奨励措置の適用件数	件	1	3

第2項 鉱業の振興

∞基本方針



鉱業の振興に向けて、自然環境の保全などに配慮しながら、砂利採取の促進を図るとともに、山砂利採取跡地利用を検討します。

∞現状と課題・必要性



- 主要な県内骨材の供給地として、山砂利採取指導要綱に基づき砂利採取事業が行われており、平成16年には砂利採取区域の拡大について県との協議が終了し、環境アセスメント手続きなどの拡大計画の調整を進めてきました。
- 鉱業の振興に向けて、こうした各事業者による拡大計画の調整について引き続き支援していくとともに、既存採取区域の跡地利用については、新東名高速道路山北スマートインターチェンジの推進状況も含めて検討していく必要があります。

∞施策と事業



1 砂利採取事業の促進

- ◇ 自然環境の保全に配慮しながら砂利採取の促進をします。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
山砂利採取指導要綱に基づく指導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 山砂利採取跡地の有効活用

- ◇ 周辺の環境に配慮した山砂利採取跡地の有効活用方法の調査・検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
川西、谷ヶ地区の山砂利採取跡地利用の調査、研究			⇒	⇒	⇒

第5節

働きやすい環境づくり

第1項 働きやすい環境づくり

∞基本方針



雇用環境の整備を図るため、関係する法律や制度の内容を周知するなど、働きやすい環境づくりに努めます。

また、雇用の安定を図る取り組みを進めていくとともに、新たな雇用の創出に努めます。

∞現状と課題・必要性



- ❑ 非正規雇用など、正社員として働きたくても働けない若者が増加し、社会問題となっています。
- ❑ 団塊の世代以降の退職や元気な高齢者の増加に伴い、働きたい人が増加していることから、職場環境の整備が必要になっています。
- ❑ 勤労者の多様な働き方や権利を保障する動きが活発であり、労働基準法を始めとして、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、パートタイム労働法などの改正が進んでいます。そのため、町民や事業者に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。

∞施策と事業



1 働きやすい環境の推進

- ◇ 一人ひとりが働きやすい職場となるよう、意識の啓発を図ります。
- ◇ 勤労者の健康と交流を育む文化・スポーツ活動の場の確保と活動機会を提供するなど、町内企業と連携して勤労者福祉の充実を図ります。
- ◇ 町内企業に対して町民の就労を促進します。
- ◇ 住まいづくり応援制度など、勤労者の支援に努めます。
- ◇ 退職共済制度の加入を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H26	H27	H28	H29	H30
セクハラ、パワハラ防止対策	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
活動の場の確保と活動機会の提供	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

∞指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
退職共済制度加入事業所数	社	68	71